

PLAIN LECTURES  
ON THE  
Church Doctrine  
BY THE BEY. T. IMAL.



牧師 今井壽道君講述  
傳道士 山田茂三郎君筆記

教理一夕話 完



明治廿一年  
十二月刊行

東京雜書館

PLATEAU LECTURES

山田武雄著  
今日の基督教文學

自序

福音ノ潮勢東漸以來未ダ幾年ナラズ基督教文學ハ疾ニ  
一大長足ヲナシテ翻譯著作ノ書冊世ニ公ナルモノ既ニ  
百ヲ以テ數フ然リト雖モソノ著作タル大概子人民ノ心  
裡ニ横ハル誤信妄想ヲ破ラントスル辨証論ニシテ彼ノ  
内部ノ訓導ニ補益アルモノニ至ツテハ實ニ寥々乎トシ  
テ晨星ヲ望ムニ異ナラズ蓋シ今日ハ「バートラー」ノ雄筆  
ヲ要スルト同時ニ「クレメント」「アイレン」「ヤス」ノ諸聖ヲ  
地下ノ長眠ヨリ喚醒スベキノ時期ナリト謂フベシ余夙  
ニ教會ノ重任ヲ負フテ深クコトニ感アリ竊ニ以爲ラク  
時世ノ必要ヲ知ツテ之ヲ補欠スルヲ勉メザル者ハ未

ダ福音ニ忠信ナリト曰フ可ラズ何爲レゾ淺學狹識ヲ以テ辭スルヲセント而シテ東驅西奔未タ志ヲ成スノ好機ヲ得ズ常ニ以テ憾トナス今秋偶々少暇ヲ得乃チ英國學士葡土氏ノ著書ヲ取リ二三ノ會友ニ向ヒ成ルベク各派ノ人々ニ適合スル爲ニ取捨口譯シテ之ニ語ル山田茂三郎君傍ニ在リ聽キ且ツ之ヲ録ス日ヲ追フテ卷ヲ成スコレ余ガ深ク山田君ニ謝スル所ナリ然リ而シテ爾來主事繁忙腦患マタ甚シ往々讀書ヲ廢スルニ至ル加之ナラズ松島ノ月木會川ノ水共ニ余ヲ招テ南北ニ福音ヲ傳ヘシム會々山田君モ亦去テ地方傳道ニ從事シ草卒口演ノ辭句終ニ訂正増補ニ暇アラズ故ニ此書ノ複雜疎漏ナル

實ニ予ガ淺學ト繁忙トニ歸スベキノミ余深ク之ヲ愧ツ益友多治見兄之レガ發刊ヲ促ス余敢テ辭セズ蓋シ全能ノ天父無量ノ慈愛ヲ賜ヒテ彼ノ簡易ノ語句ニアラザレバ了解スル能ハザルノ男女或ハ此書ニ因テ幾何ノ補益ヲ受ルトコロアラント希望スレバナリ印刷ノ工成ルヲ告グ聊カ所思ヲ記シテ序言ニ代フ

明治二十一年晚秋

約翰 今井壽道識



○第十二章	教會ハ一家族なり	百三十二
○第十三章	教育其一	百四十二
○第十四章	全 其二	百五十四
○第十五章	堅信禮	百六十五
○第十六章	「キリスト」信徒の生涯其一 婚姻	百七十六
○第十七章	全 其二 婚姻	百八十五
○第十八章	産後感謝式	百九十七
○第十九章	爲病者式文	二百〇七
○第二十章	埋葬式其一 教會ハ吾人の慰撫者なり	二百十九
○第二十一章	全 其二 死ハ吾人の警誡なり	二百廿八
○第二十二章	勝を得たる教會	二百卅八

教理一夕話目錄

教理一夕話目錄

○第一章	教會	一
○第二章	「サクラメント」の制定	十三
○第三章	「バプテスマ」其一 必要なる義務	廿五
○第四章	全 其二 結果及本性	三十七
○第五章	全 其三 保証人	四十九
○第六章	全 其四 約束及責任	六十三
○第七章	聖餐禮其一 「サクラメント」の必要	七十五
○第八章	全 其二 受る豫備	八十七
○第九章	全 其三 慰籍	九十八
○第十章	全 其四 天地の鍵索	百〇九
○第十一章	全 其五 受領る者の責任	百二十

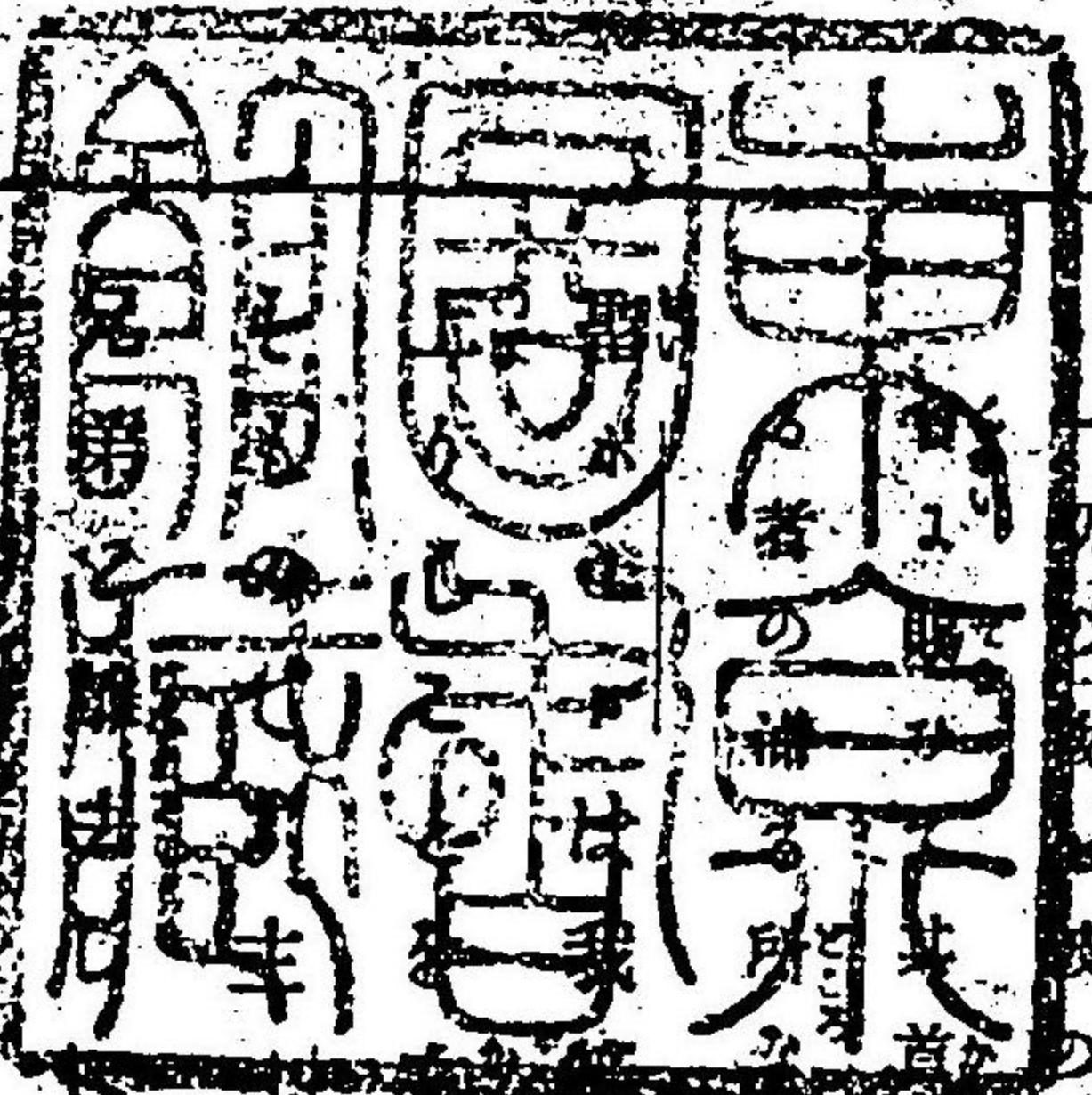
○第十二章	教會の二家族なり	百三十二
○第十三章	教育其一	百四十二
○第十四章	全 其二	百五十四
○第十五章	堅信禮	百六十五
○第十六章	「キリスト」信徒の生涯其一 婚姻	百七十六
○第十七章	全 其二 婚姻	百八十五
○第十八章	産後感謝式	百九十七
○第十九章	爲病者式文	二百〇七
○第二十章	埋葬式其一 教會の吾人の慰撫者なり	二百十九
○第二十二章	全 其二 死の吾人の誓誠なり	二百廿八
○第二十三章	勝を得たる教會	二百卅八

教理一夕話目録終

教理一夕話

第一章 教會

一切の物も彼の足下より置きまた彼を一切の物の上より首となし此を教  
 會の爲り教會は彼の身體なり萬物を以て萬物に満すむ  
 (以弗所一章廿二、廿三節)



の主ある救主イエスキリストが榮光の中よ  
 の如く申されました此の主の死の結果を指  
 ますイエスが死より甦り天に昇られましたの、其  
 のあらで却て彼等と一よあることをなほ充  
 分に成就せんが爲でありました主イエスの只須臾の間人の  
 形をとり肉体に在て大なる事業となし、然後ら其假の宿ある  
 肉体と脱て復び舊の有様にか歸りなされたのではありませ

ん 反て一度肉体をうけし主は多の兄弟の長子となり……天  
 父の前に人なる保惠師となり……地に戦ふ教會及び天に在  
 て勝を占たる教會の爲に人なる首とありて、永遠肉體に留り  
 玉ふこととでありませと  
 何となれば、主イエスが自ら約束せし如く天よ土りし其天  
 に昇ると見たる人々を孤として去り去にてのあく、其天に上  
 りし其聖靈を降して永遠亡びざる教會を建んが爲でありま  
 した、私が皆様に格別この事を考て載きたふござりませ、キリ  
 スト世を去すを訓慰師の何故に降と能ざるやと云ふ理由の  
 神性上の契義の一でありませと併し之の實事でした、即ち聖子  
 世を去らざれば聖靈の降ることなく、聖靈降ることなくバ教  
 會もありませんでしたろう、キリストの其肉體にて去りペン

テコステの日に其靈にて歸り來り豫め使徒等に語り玉ひし  
 萬國萬民萬世の教會を建られませした、これ即ち世の終まで主  
 が確實に生きて共に在す教會でござります  
 前述の如きは私共が充分に悟り難き聖書の義でありませしよ  
 う、普き聖公會と信ずとの人々が皮相より傳に了解する信經  
 の一條であります、試にこの語を信ずる一般の思想を尋て  
 ざらんなき不明了不確定なこととござります、キリスト信  
 徒との何ぞとしかと問ふて之に答る人がおらる左の如く申そ  
 でござりませしよ、其のイエスキリストの生と死を信じ、裁判  
 の爲に復び降り玉ふとを信じ、又其御徳に頼て救を望むこと  
 ですと、此答の皆眞理です、然し全き眞理を合むものではあり  
 ません、何となれば眞理の全体に甚た重大な部分を欠て居り

ます、右の如く考て居る人の心理の主が今日……此所……我等と共に在すてふ思想に乏しき主の共に在るの如何に人間の靈魂と良心に生命と清めとを興るかと思ふこと淺きものでありませう、主が實體と能力に於て我等と共に在すてふ真理の人の忘れ易きもので、属物に觸れ事に余り顧れて居ます、私其には、キリスト教を視ること單に一種の教理の如くにして、之の疑ある善良教にて利益のあるものをあつて、人の之と知るの良く、之を因て生涯を送るの福は良しきことであると思ふやうな傾向がございませう、勿論キリスト教にの教理がございませう、其の何の宗教よりも同じこととて、宗教には教理があるべきまゝとて、併しキリスト教との教理の外には、高尚なる点に人を導くもので、即ち神の現在す所を慕ひ、キリストと一體に

あるといふ切なる志望に導くもので、神は自己を其民に現示さん時と待て、常に我等と共に在し、常に我等と近き居玉ふこととて教らるものでありませう、然るに私共は之を忘れました、教旨の遠く過ぎぬ點に到らず、一種のキリスト教に陥るものでございませう、會堂に來者を好むの説教を聴問するを好むが爲めである、との多の信者の心情にて、目前に在るを神を聖殿に拜するるといふ全く知らぬものゝ如くにあつて居るを、説教の如何に結構な事のものもせよ、其用は何でござんませうか、唯神の恩を説示し之を受らせ道と教るもので、はありませうか、私共の若し他人が自己の意とせざることをと語るを聞くを喜び、自己が行ふ事もせぬ道の案内を聞て好まば、豈に氣の毒なる迷誤で、ハお聞きせえ、か、彼れ説教を聴き、好んで説教の示す恩を見出



さぬ人……祈禱の時神は彼等と在すことを悟らぬ人は丁度この迷誤に陥て居るのでござります、私共の恩を受る一法を指て説教と申します、これがこれの正當な言でございませ、然し此恩を受る一法と云ふ語を以て考ふるも解し易い事です、何となれば恩と受る法とは即ち其法より高尚なる点に私共を導くもので、私共が思なるものに至る爲に入用な方法との義でございませ、その所謂思なるもの即ちキリストと一になる事です……居もせぬ主の物語を聞く爲でありませ、却て私共と共に在す神……私共の傍に在り……私共を圍み……私共の中ま住み玉ふ神の在すを樂まんが爲です、我等ハ若し教會との即ち萬物を以て萬物を滿しむる者の滿てる所である……目前に在る主キリストの体であると云ふことを忘れ

ずば、祈禱や説教も就て前の如き氣の毒なる誤謬に陥るといありませませ、之に類似の誤謬は其他の信仰や宗教心に充滿して居りませ、或人のバプテスマと見ると恰も將來に成すべき義務と記憶する法の如く、信徒の祝福の別の方法に頼て受くべきものと思考して居りませ、又聖餐禮を見ると恰も十字架の犠牲を記念する式の如くする者も多くありませ、斯の如き人々の私共の新生と贖罪の二個のサクラメントを視ると恰も一種の説教……一種別格の説教の如くするものと云ひねをありませ、ん、私の今これらの誤謬と細密に論ずるつもりでありませ、ん、必竟斯の如くキリスト教會のサクラメントを誤解するものは教會に主キリストイエスの親臨して在すことを忘るゝ

より生るるものでござりまじやう  
 なほ一歩を進めて論ずれば、主イエスの親臨を忘れたとは、唯  
 に私共が神に對する關係と、神が私共に近く在ることに於け  
 る思想を腐敗させたばかりで、いさゝか居りました多の信徒  
 人事上の關係にも其誤謬の弊害を及し居ります多の信徒  
 の中に人の父たる者が、神より預り神の審判に應答すべき責  
 任即ち其子女に對する義務を認め、之と居さんと務むる人が  
 幾人ありますか、又兩親或は保証人たる者で子女の堅信禮を  
 受るとに熱心して注意せる者が幾人ありますか、嬰兒がパナ  
 チヌを受る時共に跪て祈る人々の中に此時播かれし種子  
 の生育し果を結びて終に天國の倉庫に刈入れられんことを心  
 を運魂とて一よしして共よかを合せ隣人の子女の幸福を祈る

者が幾人ありまじやうか、又キリスト信者の婚姻式を聖淨な  
 る宗教の行爲として敬ぶものが幾人ありまじやうか、又神の御助  
 により出産の危難を守れし婦人の中に眞よ赤心を以て安産  
 を感謝せる者が幾人ありますか、兄弟姉妹よ、それのみであ  
 りません、人事中最も嚴肅なるべき時即ち私共が親愛せし人  
 を墓に送りて其周回に會する時に、信徒が受べき平和と慰惜  
 と喜樂の重き言葉を心に入れて、意のす下る涙の雨の播種節  
 に未來の収納の幸福を認むる者の幾人あるとぞか  
 あ、私共の皆あこれらをとを通常一般世間にありふれたる  
 ものと思ひ居るものです、私共は人生を受け玉ひし主が凡て  
 これらをとを聖とし玉ひしを忘れて居るものです、地上人事の  
 結縁禍福は共に比しく主イエスに由て淨められ、共に比しく

宗教の行爲となり、又天路に進む横梯とありしとを忘れて居るもので、實に私共の之を忘れて居る、併し教會の私共の思想と大に相違したる教理を保守つて居ます、何人でも祈禱文を展てごらんあさい、祈禱文の凡てこれ等の事物を解釋するのです、祈禱文に唯神と人とを一にする「サクラメント」式文のみでなく、婚姻式、安産感謝文、幼児を教育せる公會問答、病者の禱文、埋葬式文等が録してあります、之の諸君が御承知のことで、併し恐くは私共の今まで教會にある祈禱文の目的を悟らすして前に述べました事を通常の事と云ふ、私共の日々の工を視し、私共人事上の關係と聖とし、限なき榮光に導くべき方法となる、唯主なる神が其教會に親臨み玉ふに頼ると云ふと、忘れた人々に教會が反對なる証を立つることを示すものであ

ると云ふことを忘れて居ましたらう、私共は誠に之と悟らす萬物を以て萬物に満しむる神の満つることを忘れました、これまで述べました旨意はキリスト信者の生涯に關係ある大なる眞理と殆ど一般に忘れて居ると云ふに止つておりませ、キリストの教會とい何教會が靈魂の救贖を果す法に如何と云ふと、次第に演ましよう、私以下以下の題にて祈禱文を載てある諸式文中の重なる條件を順次説明を爲に、先づ教會の性質より始め、二個の「サクラメント」を解き、それより婚姻式、病者の祈文、クリスチヤンの教育、及び埋葬式等の意味を述べて、凡てこれらの祈文の皆な一大眞理に歸着するもので、皆な比しく我等の昔あるキリストの關係を示し、皆其現在を告げ、皆な其榮光ある位に我等を導くものであると云ふとを御

談し申すつもりでございませう、願くは神はみの事業を祝し、我等の忘れたる真理と我等に教へ、天地の滅ぶるも永久離れざるものに我等地に在る神の民を合せ玉はんことを

### 第二章 「サクラメント」の制定

時よかれ夢て梯の地よ立ちゆて其巔の天よ達るを見たり

(創世記廿八〇十二)

諸君が御存知の通り、世界の歴史中に神を畏ることを知らざる人民が、地に基礎をねぎ、天に其頂を達せしむべき塔の建築を始めた時代が、ありました。然し其工事の神よ由らぬものでした。……人民の言語忽地に混乱れ、彼等の四分五裂して散々になつてしまいました。唯、バベル即ち淆乱と云ふ名を空まゝ其趾に止るのみでございませう、當時の人民の見る事が出来ませんでした。が、斯時そでに、天地の間に一條の道がありました。人の目に現るべき時期は、未だ熟しませんでしたが、神は既に一路を備へられたことでありませう、即ち反逆の罪と悔改し

第一の人より、主イエスキリストの再び来り玉ふとき彼も屬する聖徒たる人々に至るまで、凡て神に屬する畏と愛を以て世を渡りし者の爲に、主イエスは自ら人と成りしときに父の許に達るべき新き活たる道を開きました、斯の道ハ人の建てたる塔でハありません、何となれば、神の兒と稱らるべき人々の血脈は由に非ず人の意に由るゝあらむ(約翰一〇十三)と録してございます、即ち淆亂のベイブルでございません、人間が神に近くべきハ平和と愛の道でございます、

ヤコブが夢を見ました、梯ハ、即ちベイブルの塔が及ばざる所のものでございました、諸君が御記憶なさる通り、この時ヤコブハ、父の家より脱走する途中にして、家もなき浪々の身となつておりました、故に慰と助力と、神の身邊に在すことを覺る

の、最も必要な時でございました、而して神ハ、この覺悟を興へました、……神は其目を開て身邊の靈界を見ることを得ました、

した、即ちヤコブは孤身で注意する者もなく、漂流するにあらず、却て神の聖き天使は、神の命に従ひ神の兒等の需用を奔走し、危き浮世の波風を凌ぎ進ましひる爲に、天地の間を昇降り、ヤコブが終に自ら其梯に上つて、上に在す神を拜するに至る時まで、彼を助けつゝあることを示さんが爲でありました、この後ヤコブが送りたる長く且つ勞れ果つべう覺たる一生の間、彼がベセルに夢みたるこの夢の記憶ハ其耐忍の良友となり、天使等は今もなほ、身邊に在りと、確信せし心は、其慰となり、喜となつたこととでございませしよう、

併ながら、今私が申しまする道とは、神が往時其僕等に現示せ

じものでございませぬ、私が所謂ゆる道と、今日主イエス  
 キリストの教會に於て、神の前に達るために設けられし方法  
 でございませぬ、ヤコブが夢中の梯は今日の教會の前表と比喩  
 でありませぬ、この相類似たるもの、私共が教會の本質本體を正  
 しく悟覺る一助となるでございませぬ、  
 信經よ我の晉き聖公會と信をある語を怡んぞ忘却れて、多  
 くの人々のこのとに付き、甚だ低く誤りたる意想を有すとの  
 私が前題と述べました處です、諸君のこの点に就て、人々が陷  
 りたる許多の誤謬を御承知なされませぬ、いざ之より一  
 歩と進めて一層正しく異なる解釋と確論いたしませぬ、諸  
 君はエピソ書と教會を指して主の體と申してあることを記  
 へてねらるゝでしようが、斯の言でさへも、教會の決して人爲

に由て成し組織でなく、却て神に由りて生じたる、天に屬する  
 ものであるとを、私共に明示するものと思ひませぬ、この言葉と  
 少し味つて見ますれば、私共が教會の本性にあらざるもの、  
 みあらず、教會の本性に關して、悟る爲に助を得ること、僅少  
 でございませぬ  
 主イエスキリストが救贖の爲に人と成り、この世を渡り、死  
 して甦り、天に昇るときに當てキリストの人々を萬國に派出  
 えて萬國の人が聞て信せんが爲にこれらの真理を述しめ、又  
 之と書に綴らしめて、萬國に配布し、人々をして聖書を讀み、之  
 を聞て、救贖の道を知り、自らこの道を行て、天に達らしむるの  
 便といたしませぬ、不都合のございませぬ、  
 斯の如き方法と由て、萬民を救はんとするのが、神の聖旨と合

ひましたあらば、斯くなされましたるう、或人の救贖の法ハ斯の如くであつたらう、斯の如くあらねばならぬと思ふて、遂にキリスト教の大體ハ之に過ぎと致しました、併し、若し我等の自己の工夫に由て、自己の爲に道と書き出さんと試むるにあらざる以上ハ、之れハ神が示した道であいと云ふと覺る筈でございませと、賈斯の如き工夫ハ人爲の救贖法です決して神に由るものではございません

聖書ハ我等ハ之を教へます、例ば使徒時代にハ正當なる教職ある教會の外に、教會あるものなかりしとハ聖書に明了でございます、即ち教會にハ使徒と、使徒が教會の監督即ち教職長に命じたる者(行傳一〇廿五全八〇十四)と之に次で使徒が命じたる長老等(行傳十四〇廿三全)と之より下りたるデヤコハ即ち比しく

撰むれ接手されたる教職(行傳四〇五)のありしとが記してございませと、猶て是らの教職を立てて、何人でも自己が好むまゝに、萬國と巡りて、學びしとを人々に説教する方が、神の聖旨であつたかもしれません、併し私共が聖書を以て、神の黙示と信じまする以上ハ、神ハ斯の如き方と好まざりしと思はねをなりません、往昔神ハ祭司長を撰び、又召れずして祭司の職をなさんとせし者に重き罰を下しました(民數十六〇三十一サミ)爾後六〇七烈(王後廿六〇十八)同し神ハ聖靈に満されたる使徒等に由り、其獨子の跡なる教會に規則正しき職務を定め、この跡ハ分派なく長く整ひ、正しく命じられたる教職の位階を、正當なる嗣續と法に合ひし召に從つて、萬世に傳ふるを定めました

又人が救はるゝに、唯神の道をきいて信じたるのみにて足

れりとするのが、教會の大なる建設者の旨も合ひましたならば、斯の如くなされましたるう、併しキリストの旨は、之と反して居りました、又若し教會あるものが、便利上の歴順にて、人々の組織したる一個の結社でありましたならば、人々のこの結社内に入ると入る方法を商り自由に其手續を定むることが出来ましよう、併し教會の神の教會です……キリストの體で……故に神の定めし道と踏まざる者は、何人もこの體に合さるゝと出来ません、情この神の定めし道と「バプテスマ」の「サクラメント」でも、私の今之を証明すると止めまして、唯教會の教會なるが故に、この「サクラメント」と有つのである、教會の活たる體である、而して神の恵の定められたる道より來ると申し置きましたよふ

又主イエスキリストの體の食物を以て其忠實ある信者と養ふ爲に、信者が各自都合のよき、利益のある方に従つて、受けらるゝやうな制度になさるとが聖旨に合ひましたならば、斯の如くなされましたるう、若しクリスチャンと一個の合一體よあらしめて、各個別々の者であるならば、之の方より由るともできましよう、然しながら其様なものではございません、私共が再び聖書と展て、其教旨に従へむ、聖書は人間が教會に入らるゝ「サクラメント」と共に私共の靈魂が教會の内に保存せらるべき、他の「サクラメント」の在を示します、即ち「バプテスマ」の我等を一にし、聖餐禮は我等を養ふもので、二個あがら共に欠く可らざる要道でございます、私は今之をも証明させん、只諸君に其大要を告げて止みますよふ、教會の「サクラメント」



トに屬する結合体で、神が肉體を受えと云ふ奥義より出づる生命と與ふる恵の、教職の手に由り「サツラメント」に於て、下るもので、之を全備するものをキリストの教會と申まを前に述べたまは、或人が耳新き説と思ふとも、少し受け難き論旨と考ふる處もございませう、さもあらばあれ、私は別に新奇あると演ぶるので、ありませぬ、若し新奇なりと思ふ人あらば、其人に二個の理由の現に存在するを示すのみです、即ち第一、晋き聖公會を信ずと云ふ人々の信仰が、誠に微弱であると、第二、人々の聖書を手にし、之を展みれ共其明なる教旨に自ら盲目となり易きとでも、何となれば之ら皆神の律法の最も量る可らざる奥義です、故に之を悟らんとするに我等の眼を開くべき神の恵を要するとございませぬ、私

共の思の中に生活して自ら覺らざるものです、私共の不思議ある梯を見る爲に眼を開かれしヤコブの、未だ暗かりし時の有様も似てたりませぬ、即ち神の始よりヤコブに近く在し、又天の使は始より上り下りして居りましたが、ヤコブの始より之を見るとが出来ませぬでした、斯の如く教會の有つ福の皆な我等の有である、然し我等の之は因て自ら益するといふ少ふございます、地より天よかけられし彼の梯の實にキリストの肉體と其信者との關係でございます、即ち教會の職務は、梯を下つて種々の恵の我等に達り、又之を上つて祈禱と讚美の魔しき香の天に至るのでございます、キリストの躰なる教會も之と比しく、其首のキリストです、首より生命と能力と感情とが全身も傳る如く、生命と能力とは教會の職務と云ふ溝を過

て天に在る首より地に在る肢體に注入るのでございます、諸君よ、不信仰の惡き念慮を以て、この道を塞ぐことなく却て我等をこの躰に結合はせ、我等をしてこの體より離れざるよう護り玉ひし神を讚美し、又た一度我等をキリストに接し神に祈りて、凡のこの首なるキリストに效ひ、彼を本とし全體すべの百節の助よりにて聯絡かたまり、その肢體の分量を循ひ、力行て其體を育み、づから愛に由て徳と建るる(四〇五、六十)に至らんことを求ひ玉ふべし

第三章 「パプテスマ」の必要なる義務

唯ノア及び彼の共ニ方舟ありもののみ存れり (創世記七章廿三節)

神ハ當時の惡き人民に、地に來るべき滅亡のことを豫じめをはなしになりました、ノアハ百二十年の間方舟の用意よかりました、其百二十年の間、ノアの説教ハ人々の耳に鳴り響てかりました、又方舟が次第に出來上りまゐること、説教せしノア其人が自ら語りたる言を固く信じたこと、事實を明かに示しまゐたけれども、人々の之を疑ひ様々の疑問をなし又其事を嘲りました、人々が申しまゐるに、若し洪水がでたにまゐた所が逃避すべき道ハ他よございませいか、高き陵や、屋根の上や、塔の頂があるでないか、何故に殊更其様な方舟を

造つて自ら煩はそを要するやと、併し洪水がでまして人々の  
 愚據にしたすべでのものハ皆流されてしまひました、彼等  
 ヲが空しく憑據にした逃避場ハ、凡て憐れなる欺きとなりま  
 した、是等の逃避の場所ハ人の心の發明でございまして、併し  
 方舟ハ神が親ら定め玉ひし救ひの道でございまして、實に救  
 るべき人の僅でございましてが、其救はるゝものハ唯神が定  
 め玉ひし方法に従ひたるものばかりでございまして、即ち唯  
 ノア及び彼と共に方舟ありしもののみ存れり、聖書に録  
 してありませし  
 諸君ハ聖なるベテロが、此時の方舟ハ教會の前票又影である、  
 教會ハ「バプテスマ」の氷の上に浮びたる舟、其内にある人々を  
 救ふべき方舟である、と申されたとを多分覺はてられてい

しやう、又諸君ハ我教會の「バプテスマ」式文にも此事が録して  
 あるのをごぞんじであると思ひませし、私が題に撰びました創  
 世記の句は今諸君にはなし申すべき事、即ち聖なる「バプテ  
 マ」の必要なるを説明するものでございませし、私は教會の時々  
 用ゆべき職文を説くつもりですが、先づ第一「サクラメント」の  
 事を申さねたなりませし、何故なれば「サクラメント」は、天と地  
 とを繋げる約束でございませし、又二個の「サクラメント」の中  
 「バプテスマ」は教會の牧場に入るべき門でございませし、  
 私ハ前に教會を指して「サクラメント」の結合体だと申しませし、  
 即ち教會と申すものハ、外なる見るべき體に因て、内なる靈の  
 恩みを其會員に與ふべき一の結合体であるといふ意味で

さいました、故に「サクラメント」がなければ教會もありません。教會を外にしないで「サクラメント」もありません。教會の結合体である故に、此れに入るべき或る定りたる道：羊の群に入るべき正當な門がなければならんことです。私のみをわいなし申しませう、先づ最初に禱文が此必要に就て教ゆる所を學び、其教理を聖書に比較して研究するつもりです。諸君の公會問答も據て二個の「サクラメント」の教を得るも概ね聞く可からざるものであるとを學ばれたでしよう、日本語に概ねと譯しましたのは通當な語でございません、其意味の「サクラメント」と一人は必要で他の人に入用なき恩を受くる方法のようであらうのでなく、如何なる務の人も、如

何ある生活となすものにも、凡ての位置に在る凡ての人に必要なりとの意味でございませぬ、例へて申しますならば、監督の接手禮を受けませぬものは教會の正當な教師ではございませぬ、其れ故に接手禮の教職になる人々の爲めには恩を受るに欠く可からざる大切な方法で併し凡ての人に關するものでございませぬ、何故なれば凡ての人に教職に召されたるものでございませぬ、故に公會問答に凡ての人に必要なるものと唯幾のみにのみ大切なるものとの間に明ある區別をたてまして、一方「サクラメント」と云ヒ、一方「サクラメント」と申しませぬ。又禱文の中の他のところを開て教會の教ゆる所を考へまするも、「バプタスマ」式文の最初にある「衆衆交て、人の氷と建て

よ○り○て○生○れ○さ○れ○ば○一○人○も○神○の○國○に○入○る○こ○と○能○わ○さ○る○な○り○と  
録○し○て○あ○り○ま○す○、○又○終○を○見○ま○せ○れ○ば○「○ハ○プ○テ○ス○マ○」○と○受○け○た○る○嬰  
兒○罪○を○犯○さ○る○内○に○死○を○受○け○る○こ○と○は○疑○ひ○な○く○救○へ○ら○れ○る○こ○と○を  
神○の○言○に○よ○り○て○確○實○な○り○と○云○ふ○追○加○の○規○則○が○ご○さ○い○ま○す○、○又  
禱○文○中○に○自○宅○洗○禮○と○申○せ○禱○文○が○ご○さ○い○ま○す○、○是○も○教○會○が○救○の  
舟○に○入○る○べき○唯○一○の○門○に○入○る○こ○と○、○病○氣○或○は○天○死○に○よ○つ○て  
妨○げ○ら○れ○ぬ○様○に○最○も○熱○心○に○注○意○を○す○こ○と○と○現○は○す○も○の○で  
ご○さ○い○ま○す○、○又○同○様○に○埋○葬○式○文○を○見○ま○す○と○、○教○會○は○生○て○れ○る  
間○「○ハ○プ○テ○ス○マ○」○に○因○て○教○會○に○入○る○こ○と○を○許○さ○れ○あ○か○つ○た○人  
の○死○を○祝○福○せ○ま○す○「○ハ○プ○テ○ス○マ○」○と○受○け○さ○る○人○は○キ○リ○ス○ト○教  
の○理○葬○式○を○受○け○る○こ○と○の○な○ら○ぬ○と○命○じ○て○あ○り○ま○す○、○其○れ○の○何  
故○で○ご○さ○い○ま○し○ま○す○か、○決○ま○て○新○た○に○生○る○こ○と○を○あ○ん○ん○に○て○世

と○述○り○し○人○々○は○救○ひ○を○受○け○ら○れ○ぬ○と○云○ふ○意○味○を○ご○さ○い○ま○せ  
ん、○た○し○主○イ○エ○ス○キ○リ○ス○ト○が○親○ら○定○め○玉○ひ○し○道○に○よ○つ○て、○イ  
エ○を○衣○た○る○人○々○の○外、○誰○も○喜○悅○と○平○和○と○希○望○の○言○を○語○す○と  
の○主○意○で○ご○さ○い○ま○す○、○前○に○お○は○さ○し○申○し○ま○し○た○所○の○聖○なる「○ハ  
プ○テ○ス○マ○」○に○關○する○祈○禱○文○の○教○理○で○あ○り○ま○す○、○其○の○思○や○責○任○は  
つ○い○て○の○後○に○な○し○申○し○ま○し○ま○す○、○今○演○ぶ○る○所○の「○ハ○プ○テ○ス  
マ○」○と○い○凡○の○人○が○救○へ○ら○れ○る○こ○と○は○必○要○な○る○も○の○で○あ○る○と○云○ふ○一○つ○の  
点○で○ご○さ○い○ま○す○、○私○は○既○に○禱○文○は○如○何○なる○教○理○を○我○等○は○誨○め  
る○か○を○な○し○申○し○ま○し○た○か○ら、○是○を○神○の○道○に○比○較○し○て、○此○二  
つ○の○教○理○が○互○に○一○致○す○る○か、○せ○ぬ○か、○と○云○ふ○こ○と○を○研○究○致○し○ま  
し○ま○す○、○主○イ○エ○ス○キ○リ○ス○ト○ハ○其○使○徒○等○に○因○て○地○上○に○教○會○を○な  
た○で○な○り○ま○し○た○が○キ○リ○ス○ト○ハ○説○教○を○以○て○其○教○會○に○人○々○を

集むべき唯一の方法とあさるとも其自由でしたらう、併しそ  
 うはあさいませんでした、諸君の記憶してられる、通り、主が  
 天に昇るに當て使徒等に命じ玉ひし最後の委託は、只説教の  
 みでございませんで、改心したる人々をして己れと一になら  
 しむる「サクラメント」の約束をおかたりにありました、主の信  
 じて改心するものゝ救るべしと申されませんで、却て信じて  
 又約翰傳第三章にイエスが「コデモと論じ玉ひし所を讀ん  
 でござんなさい、イエスの人の前に現はれたる生命の道に付  
 て何と申されましたか、人の水と靈によりて生れされ、神の  
 國に入ることを能はせどおとさされました、イエスの唯一の  
 みを重んぜよとの仰せられずして、水と靈と申されました、即

ち此二のものゝ神の明かなる言によつて、共に結び合はされ  
 たるものでござります、

是れハ主イエスの命でございませんで、イエスの基礎を置き  
 たる教會とたてあげるとき、使徒等の行ひしことと考へてご  
 らんなさい、先づ「ペンテコステ」の日に聖なるペテロの説教に  
 よつて、人々の其心と刺さるゝ様に思ひまして、心とかへまし  
 たときペテロの彼等に何を命じましたかペテロの人々に告  
 げて、イエスと信じ、悔改、改心すれば、十分であるを申しまし  
 か、否爾曹各悔改て罪の赦しを得んが爲めにイエスキリス  
 の名に託して「バプテスマ」を受けよ、然らば爾曹も聖靈の賜を受  
 くべしと申しました、又撰ばれたる使徒聖なるホーロ自らも  
 改心して其心を變化せよと申した時、其人は全く變じて烈まき

迫害者より熱心博愛なる弟子とありまゝた時……其内部の人  
 の斯様に感動致まゝた故、ボロの爲めにそれだけで十分  
 でございししたらうか、即ち聖なるボロは内なる恩寵の徴  
 しを有ちました故に、外なる徴がなくともよいものでござい  
 ましたらうか、使徒行傳九章十八節を見ますると、彼ボウロも  
 亦起てパプサマと受くと寫してござりまを、又同じ使徒行  
 傳がピリピの獄屋に入れたるとき地震が獄屋を震ひ動か  
 し、獄司の心を感動して此人も熱心なる信者となりました其  
 時ボウロは如何して此人「クリスタヤン」の仲間に入れました  
 たか、矢張一ツの定めたる道によりて「パプサマ」を施しまじ  
 た(使徒行傳十六章二十三節)如斯くの靈が充ち満ちて俱にお  
 りし使徒等が神の道を會釋して強めまじした教は主一ツ信仰

一ツパプサマ一ツと云ふことで天國の扉れ入るべき門  
 は外にございませんでした、教會の式文の言ひ聖書の言ひで  
 即ち主イエスの言ひでございます、曰く人は水と靈によりて新  
 たらに生れざれば一人も神の國に入ること能はずと  
 今にはなし申したきこと、聖公會禱文から集めました「パ  
 プサマ」の必要な務の一点でございます、多分私共の誰れも  
 此眞理を疑ふ様な試惑に遇ふたこと、ございませぬ、又誰  
 も此教會で定めました一の道の外に、他の道があること云ふこ  
 とを考へたもの、ございませぬ、私共にはそれで宜敷こと  
 てございますけれども、何時試があるかも知れませぬ、故に私  
 共の常備へて唯是れ私の禱文、私の教會の教理であると  
 云ひ得るのみならず、是れ我主及び其使徒等の確實なる教理

であるときひ尋る様も備へますのの大切などございませ

第四章 パプテスマ 其二 結果及び本性

凡そ「パプテスマ」を受けてキリストに入る。爾曹はキリストを衣たるものなればなり。

(加拉太三章廿七節)

前に「パプテスマ」の必要を演べました。是より其性質と結果とを述べなす申しましよ。私に同じ方法によつて説明するつもりでございます。即ち祈禱文の教ゆる所を調べ、然る後其教理を聖書の言……我等の主イエス及び其使徒等の言……と比較するつもりでございます。

先づ公會問答を見まするに「パプテスマ」の二個の「サクラメント」の一に列なつてあります。而して其「サクラメント」のキリストの與へ玉へる所の内の靈なる思の外に現はるゝ徴として



其恩を受くる方法と其得らるべき証の爲めと云ふ事、  
 設立め玉ひ心禮の義なりと説いてあります、語をかへて申  
 しますれば若し一個の儀式が「サクラメント」であるならば其  
 儀式の内なる見る可らざる恩みと、外なる見ゆる式と敬とが  
 如何してもなけれはならぬことでありませぬ、亦「バプテスマ」  
 に於ける此内なる見る可らざる恩との罪に死に義に新たに  
 臨むと申してあります、これ即ち怒の子の位置より救ひ出さ  
 れて恩みの位置に置かるゝことで、正しく理に合ひて行われ  
 たる「バプテスマ」の「サクラメント」の確實ある結果を指すもの  
 でござります、  
 洗禮式文を調べますると、其式の第二の講文に「バプテスマ」を  
 受くべきもの「バプテスマ」に於て靈の新たに生るゝこと、靈魂

の新しい誕生を祈ります、としまし、うちの通り、洗禮の中の水  
 の祝さるゝことを求めまするとき、私共ハ此水が罪を洗滌  
 のために聖とさるゝことを祈りませぬ、又此「サクラメント」を施す  
 に必要なる言を以て水と濯ぎかけませぬや否や、私共ハ最早  
 受洗者の上に恩の來ることと禱りませぬ、却て私共ハ恩が降  
 つたと申します、即ち既に新に生れてキリストの公會の身  
 体と接がれたりとあります、又前にも申した通り、嬰兒罪を犯  
 ざる内死する時、疑なく救はるゝことを、神の言によりて確  
 實ありと云ふ規則がござります、  
 併し、爰に其研究を停めて、私共ハ是等の言と句、如何なる意  
 味であるかを、誠心より調べたところがあるやなきやを尋ね、バ  
 なりませぬ、私ハ茲に聖なる「バプテスマ」の結果に關係する言

を祈禱文の中より集めました。マテオス「の必要の前には  
 なし申した通りで、其責任の後には申しました。今爰で其結  
 果を申すのでございますが、若し諸君が平生教會の禱文に就  
 て有たるよりも、猶一層深き考へを有たねば、展聞さ慣れた  
 祈禱文より、振翠ました二三の語に因て深く曉ることのでき  
 ますまい

故に私の少し長くこのはあしを延ばして「サクラソノ」の効  
 力に付さ眞の教理の何であるかと云ふことを演べました。よう、  
 主イエスキリストが世よかくたりになりましたとき、親ら  
 其神性も人性を合されました。私共も其人性に因て神と一つ  
 にせらるゝのでございます。一人の罪が我等と分ちし如く人  
 なるイエスキリストの完全なる義の吾等と再び一にありし玉

ふこととであります。即ちアダムにつけるすべての人の死ぬる  
 如くキリストにつけるすべての人の生くるなりとある通り  
 でございます。主イエスキリストによりて父の道は肉体と受  
 けました。萬國の人ハイエスによりて神と一つにせられまし  
 た。罪によりて消れたる靈魂の生命ハ、人がキリストと一にな  
 るときに其生命ハ再び燈され回復されて、新しき人となるの  
 でございます。我等萬民の第一の父なるアダムハ其子孫に死  
 と罪とを傳へ、吾等が第二のアダムと稱ぶ所の主イエスは其  
 凡の肢たるものに生命と恩寵との新しき泉を傳へることとで  
 ございます

併し私共が其生命の氷を呑み其恩との世嗣とあるにハキリ  
 ントに結合ハされねをあらぬ、而して私共ハ自ら結合ハす

ことハ出来ません……私共ハ有る他のものによつて、結合され  
 ねばなりません、解リ易く申しますれば、我等自身の工によら  
 ずして、神の工によらねばならぬことで、我等自身の感情：  
 ……吾等自身の信仰……吾等自身の保護、是等のものは凡て吾等  
 の行にして吾等を神に結合す効能はありません、唯神の子と  
 吾等を一つにするものハ神の工によるもので、故に神が教  
 會……即ち凡の人が之により、其内にあつて、キリストと一にな  
 るべき教會の基を置まるときに、主ハこれと共に一致の直  
 接ある方法をなさだめになりました、主ハ羊の群をたて、又其  
 門を開かれました、主ハ我等が彼を衣んために、吾等の性質を  
 衣ました、主ハ肉体を受けて吾等に背るものとなりました、吾  
 等は「バプテスマ」によりて、イエスに背るものとなりませぬ、

先づ簡單に説きますれば「バプテスマ」の結果に對する教會の  
 教理ハ斯様なものでございます、是より聖書にも同じ教理の  
 あるや否やを調べましよう、前に申した通り、使徒等ハ何所へ  
 行きましても「バプテスマ」は教會に入るべき唯一の必要なる  
 門であるを演々しました、今彼等はこの「サクラメント」を受けし  
 後の結果を何と説きしかを研究致しましよう、例へば使徒行  
 傳廿二章十六節と讀めをパウロが改心した後「アナキヤ」は  
 此「サクラメント」がパウロに如何ある結果があるかを告げま  
 した、其言に起ちて主の名を願ひ「バプテスマ」を受けて其罪を  
 滌ぎ去るべしとありませぬ、而して是等の罪が滌ぎ去らるゝこ  
 とを、聖なるパウロは自ら吾等よ示しました、即ち私が題し撰  
 びました加拉太書の一節でございます、曰く凡そ「バプテスマ」

を受けてキリストよ入れる爾曹ハキリストを衣たるもの  
 ければなりと、キリストを衣ると云ふ言を考へなさへ、是れハ  
 新しく清められたるキリストの性質を衣ること……一個の罪な  
 き完全なる人に結び合はされたと云ふ意味で、キリストの完  
 全を受くるものとせられたとの意味でございませ、又他の例  
 を挙げませれば、パウロハコリント人に告げて、吾等皆一つの  
 靈にありて、バプテスマを受け一つの体となりしと申しまし  
 た(哥林多前書十二章十三節)此一つの身体とは、即ち主イエス  
 の身体、其完全なる人性と指すものでございませ、聖書と探究  
 れを斯様な句は澤山ございませ、が己れの工夫と以て教理を  
 爲らんとせむ唯神の言の明かなる教を喜びて納けませ人に  
 は右の例のみにて充分だと思ひませ

約めて申しませれば「バプテスマ」は靈の生命の初發、甦り及び  
 新しき誕生である「バプテスマ」ハ生命の流れ出づる幹なる主  
 イースキリストに吾等を接木するものである「バプテスマ」ハ  
 聖靈の氷の流るゝ河の口である、又後に成長すべき種子を播  
 くみどである、又後に炎々として輝くべき火華を燈さるゝこ  
 とであります、幹は強健であらふとも接木された枝は枯死  
 ことがあります、河は充つるとも之を壅塞することがござませ、又  
 種子は朽ち、火華は消滅るゝこともありませし、固よりそ  
 うでございませ、私ハ「バプテスマ」を受けたる人の責任を論ずる  
 節にこのとを精密しく演べませし、何れも「バプテスマ」ハ思  
 み成長つと忍耐て終りの救を受るを指すものとい考へませ  
 まい、實に此「バプテスマ」ハ凡て是等の生ずべき根、流れ出づべ

き源泉でございませ、諸君の多分此聖ある「サクラメント」に付て異なる考案を抱くやうな試感におあいさされまししたろう、又此後も試みらるゝことがあるかも知れませぬ、世の中にも異なる感と意見と以て異説を演ぶるものがございませぬ、故に大なる奥義を悟り得る限りの祈禱文の教る所聖書の確むる所と出来ませぬだけ明瞭に知ることは最も必要でございませぬ、諸君の斯様に大なる効力に較ぶれば、紙に瑣細な式であると思はれませぬ、僅かな水を漉ぎ、二三の言を以て施さるゝこの「バプテスマ」が……とお考へなされるかも知れませぬ、併しながら奇跡を行ふもの、外部に現れたる人のなす微でのございませぬ、却て「バプテスマ」の結果と効力との多くの手術によるも、又の僅少なる方

法によるも、人と救ひ得べき神に由るものでございませぬ、「バプテスマ」を受けたる信者の主イエスキリストと衣たるものである……彼れに結び合はされたるものである……其人性と一つにせられたるものであると云ふこと、紙に重き畏敬ふべき意思でございませぬ、故に「バプテスマ」の真正の教理を眞實に深く覺悟りませぬの恩の靈も逆らつて行ふ所の人々の罪の最も重きこと、其罪に定めらるゝこと、恩みより離るゝ恐ろしいこと、吾等に告ぐるに尤も能力のあるものでございませぬ、是れは重き恐るべき思想である故に私共の神の言の明かなる教に止まり、決して軽く考へ、軽く語り、或は神の恩ある賜の効力につきて私共の信仰を弱め、或は信仰の度を低くせんとする人々の言を聴き入れてはなりません、是れは私共

の賜たまはるでも、私共の己おのれの心裏こゝろに其効力きこうと妨げぬように祈らねば  
 ありませぬ、私共の吾等を新あらたに生み玉ひし神が忍耐ひんぱんと終おひりの  
 救すくひの賜たまはるを吾等われらも附加つけくわへ玉はんこと……我曹われらの心の中こゝろに善工よきわざを  
 始はめし者ものこれと主しゅイエスキリストの日ひまでまでに全ぜんふせん(ピリ  
 二一章六節)とを祈らねをなりません

第五章 「バプテスマ」其三 保証人

○それは人各ひと其荷おのづかを肩かたふへせられはなり

(加拉太六章十五節)

「バプテスマ」の神がおたてなされた他の思おもひの方法しかたの如く、効力きこう  
 のあるべき筈はずで、結果けつがなくして止やむべきものでございませぬ、又聖書に吾道ごどうの空くう  
 ん、是れは先きに申しした通りでございませぬ、又聖書に吾道ごどうの空くう  
 しく吾れよかへらざるべしとある如くでございませぬ、私共が  
 聖餐せいあん禮らいの或あるの思おもひとなり、或あるの罪に定めらるゝものとなること信  
 じまする如く、「バプテスマ」も或は思おもひとあり、又の詛のろみとなること  
 と信せねばなりません、人が若し主の身體からだと血ちの「サクラメン  
 ト」を受くるるとき罪を悔くまざる不信しん神じんの心をもて聖せい棒ぼうに近ちか  
 ざりますれば之を受けて聖せい棒ぼうより歸かへり去さるとき、其人の心は前まへ

よりも猶頑固より猶惡しくなります通り「バプテスマ」を受  
 けました信者が、後より至りて其約束を忘れますならむ、其人の  
 「バプテスマ」を受けない未信者よりも猶多く詛はるべきもの、  
 猶遠く迷ひしものとなるでございませう、併しこのことハ  
 後にねはなし申すとして、只今のべたきことハ私共信者の約  
 束に關する已れの義務や責任でなく、私共が導いて信者と致  
 しました人々に對して、私共が受けねばならぬ責任の点で  
 ございます  
 前夜演ました主意ハ主イエスキリストがバプテスマを以て  
 我等を一つになさる爲に、無くてならぬ機械とをさだめにな  
 つたことでした、が、主の制定めしとの何事でも、人や教會の改  
 むべきものハございませぬ、水と用ひさる「バプテスマ」ハ「バプ

テスマ」であく、正格な言によつて施さぬものも「バプテスマ」と  
 は申されませぬ、若し何の教會でも之を改むるときハ「サクレ  
 メント」を破るものと申さねばなりません、併し教會でハ水や  
 言の外に、嬰兒に代つて答ふべき保証人を要しまさる、此保証  
 人を教父教母とも稱へまするが、是れハ教會の命ずる所で、私  
 が之よりをハかじ申えたいと思ふことでございこす  
 諸君が嬰兒洗禮式文の初にある規則をさらなさんと「バプ  
 テスマ」を受くる嬰兒の爲めには保証人三個を要すべし、男  
 ハ男二人、女一人、女ハ女二人、男一人なりと録してござい  
 せ、又洗禮式文をよみにみると嬰兒のかりに保証人が答  
 ふべき問がございます、公會問答にハ、保証人の職務を誨へ「バ  
 プテスマ」を受けた嬰兒の代に保証人が答へること、又其約束

嬰兒が成長の後守らねばならぬものと教へてありませ  
 借て前に申しました通り、保証人と申すもの、「バプテスマ」の  
 本性に屬するものと云ふわけでありませぬ、即ち保証人が  
 ございませんでも、「バプテスマ」の「バプテスマ」でございませぬ、例  
 へば私宅洗禮は嬰兒が危篤の時施します故に、保証人がござ  
 いませぬ、けれども、私宅洗禮の正當な「バプテスマ」でございま  
 す、おかには此の「バプテスマ」と「半バプテスマ」と申す人もござ  
 います、それが、それの誤謬です、等しく完全なものであります、故に此  
 嬰兒は既にキリストの肢で、縦ひ會堂にまいる前に死なして  
 も教會の埋葬式を受くべきものでございませぬ、此一例より推  
 て考へましても、保証人の「サクラメント」の本性に屬するもの  
 てのなくキリストの御制宜にもあらぬことが分りましたよ

聖書中に「バプテスマ」の効力や必要の録てありましても、保証  
 人や其義務おのの教誨のございませぬ  
 併し、縦ひ聖書より記してなくとも、嬰兒を聖洗盤の下に携て  
 まいるとき、其保証人たるべき信者がなければならぬと云  
 ふ事、古より傳りました甚た古の慣習でございませぬ、之は教  
 會の古代のとを調べまると明白に知ます、尤も或る時の男兒  
 の爲めに男の保証人一人、女兒の爲めに婦人一人でよいと云  
 ふ規則もありました、數多の保証人を要する規則もありまし  
 て、時代と土地で差違が少々づゝはありましたもので、我が  
 教會で三人の保証人を要することをございませぬ、主イエス  
 が親ら成規となされたこと、何事も改められませぬが、必要  
 な部分でないこと、固より其場合に從ひ教會で規則と變更



することができません。遮莫保證人の規則があるあいだ……私共が其職務と負擔する以上は、神の前に重大な義務と思ひねばなりません、是と忽すれを罪でございませ、併し此義務の何たるを深く考へる人の多くの信者の中でも誠に罕でございませ、私が題に撰ました、その人各其荷を貧ふべければなりと云ふ聖句は是等の重き責任と説き明すものと思ひます、即ち「バプテスマ」を受けた嬰兒に、嬰兒の責任あり、保證人には保證人の責任があることと、互に他人の責任と負擔することのできませ、神の前に各己の責任がございませ、時によると此責任の區別が亂れまして、多の誤謬が生じませければとも其人の責任の何處までも自ら負ひねばならぬ荷で、如何しても避ることへ出来させ

第壹 凡ての信者の、其隣人の嬰兒のために必要な時に、保證人にならねば、あらぬと云ふ義務をもつてれるものです、此荷凡ての人の上にねかれたるもので、私共が相互に負べき信者の義務の一つでございませ、然に思慮深い信者が、時よると自分の嬰兒のために誰を保證人に頼むべきかと惑ふことがございませ、其故に近隣に正義き信者がないのでありませ、頼みたく思ふ人等がクリスト信者の愛隣と云ふことを忘れて兄弟の愛より生ずる務を忌み嫌ひ避ける所から起る不都合でございませ、それゆゑに、保證人となる人の中に、却て、往々不適當な人物がございませ、容易く承諾ながら「バプテスマ」の約束と守る心もなく、空まき應答致しませやうと

とが生じまそ、私共が人のために保証人となるのは信者の義務で私共がそれを拒む権利はございませぬ、即ち聖なるボウロが爾曹互ひの勞を任へ斯くてキリストの律法を全ふすべしと申された如くでございませぬ、

第二 私共が已ま保証人となりました以上は、其義務は何であるかと云ふことを調べて、それを了解するのは私共の負べき荷の一……私共の義務の一部でございませぬ、もしよりの通り幼稚なるものが他人の保証人であることは出来ませぬ、何故と申すに幼稚なるもの其代てなすべき重き約束の主慮もわからず、契約と執行することも出来ませぬ、然るに成人したもので、幼稚のものに等しく、主慮もわからず、考も亦く輕卒に聖洗盤の前で應答を致しまそのは慨かばまいこととて

のございませぬか、私共も斯様な輕卒を保証人になつたことがありはまませぬか、自ら質さねをなりませぬ、一体保証人に二つの義務がございませぬ、即ち第一「バプテスマ」の時、第二は「バプテスマ」の後、嬰兒のために任ふべき責任でございませぬ、猶精密く説まされば、第一嬰兒に代りて約束し、第二後日其嬰兒が、此契約と學び知り、これと守るため、教へ導くこととでございませぬ、「バプテスマ」の契約の性質については今別に申上ませぬ、唯約めて申せば、此契約のキリスト信者の從順と信仰とを簡單に誓ふこととでございませぬ、「バプテスマ」のとき、嬰兒の後、之を守るべき誓で、保証人の之を代りて應答を致します、大概人の洗禮がすみませぬと、最早義務を盡きたものと心得、嬰兒のため、應答の終り、「バプテスマ」の滞りなくすんだと考へ其

後の忘れてしまひませが、縱た令其人の自ら忘まして、責任の  
 なくなるものでありませ、神の書にの限なく存つてれり  
 ます、故に人の皆それと盡せしや、否や、盡さんと務めしや、否や  
 を糾問さるゝ時が來るでございませしよ  
 第三 保証人の義務との嬰兒の罪の荷を任ふことではあり  
 ません、之れは勿論何人にも出來ぬこと、人は皆各其荷を  
 任ねばなりません、保証人の責任とは即ち嬰兒が其義務を習ひ  
 ひ、又自己の爲めにあされし約束を教へられ、之を守る様に導き  
 誨へらるゝこと、でございませ、故に諸君が保証人となる義務  
 と申するもの、嬰兒の靈魂と益とべき時機を親ひ、嬰兒が  
 後年正しきクリスト信者の生涯を送るべき、教育と受るに適當  
 な處に、之を入門さすることなど、に付き、兩親と説論、勤獎す

べき勢力を有つこと、でございませ、諸君が此義務を御盡しな  
 るに當ては之を妨ぐる事故も澤山生ずるに相違ございませ  
 ん、諸君が注意とべき嬰兒の家と遠く隔離れた土地に住居ふ  
 こと、になるどか、又の兩親が自己の權理に關涉ものと思ひ、之を  
 と嫌つて故障を申し、又の學校へもやらず、會堂へも出さぬ様  
 なこと、もあるでございませしよ、斯様な故障があつて充分に  
 保証人の義務を盡すとが出来ませんとき、誠と止と得ぬと  
 で、其罪の兩親に歸しませしよ、諸君が力の及ぶ限を試みても  
 兩親が抵抗する故に止むならば、其責任は濟たものでござい  
 ませ、此罪は實に兩親に歸すべきものです、併し若し保証人た  
 るもの、が「パアア」の重き約束と守る爲に、何等の盡力も致さ  
 さぬ、あらば其責の保証人が自任ふべふこと、でございませ、教

會の人々に此責任のある所を明に告げます、嬰兒に對する義務を諸君に示します、併し「バプテスマ」の式を終り、會堂の門外に出るや否や、約束せし言を早くも忘れて自ら保證せし嬰兒に對する義務の有無を心に介せざる人が往々あるのは實に悲むべきことでございませ

終ふ臨んで私は保證人の義務を盡す爲めに何人も守り得べき容易簡單なる二個の規則をおまらせ申しませし、第一諸君が保證人となり代て答へし嬰兒の姓名と紙片に記して、新に保證する毎に新しき姓名を書き加へるととし、皆様が日夜目に附き易き場所に置くこととす、之に因て諸君の其姓名表を見る毎にかれらに對する責任を思ひ出し、常に之を記憶する助手とありませし、然りながら既に斯の如き注意もなく

輕卒に數多の嬰兒の保證人となつて、最早其姓名を一々記憶せざる程に至りし人にも多少の困難がございませし、ようと思はれます

第二の是等の嬰兒の爲に祈るべき日を格別に定めて置くこととでございませ、即ち一週間に一度とか、第何日曜日とか日と定めて、神が彼等嬰兒を思ひ、又自分が保證人たる義務を盡すとき、助力を降さんとを祈る爲に、一々其姓名を讀んで、其人々の爲に祈禱するとす、私の考案に於て此二個の規則は、何人も守られるとす、之を守る時、何人も輕卒に此重き責任をひき受け、或は無情断はり、或はこの義務を全く怠るやうな事とす、ございませ、諸君の中に此責任と未だ受ぬと云ふ人の實に少からこととでございませし、此責任に對して私共の多少

の審判に與らねばありませぬ、願くば神我等に恩を與へ、我等をして來るべき時と對する深き慮りと熱心を有たしめ玉はんことを

第六章 「バプテスマ」其四 約束及責任

爾曹は神の殿よいて神の靈爾曹は在すことを知らざるか、若し人神の殿を毀たば神彼を毀たんと、蓋神の殿は聖きものなればなり、此殿は即ち爾曹なり (哥林多前三〇十六節十七節)

「バプテスマ」の時、私共ハ神の聖行よ由て、主の体の活たる肢とあり、活きたる葡萄樹に接がれし技となり、又聖靈なる神の殿となりしことは既に演べましたゆへ諸君は聖書並に祈禱文が異口同音示す處の「バプテスマ」の「サクラメント」は屬する結果の何たるを御承知になりましたらうが、主イエスキリストの人性ハ「バプテスマ」に於て私共の性となり「バプテスマ」に由て主より生命の泉が流れてキリストの肢なる私共に入ると

でございませぬ、或論者ハ右の如く恩の外なる方法と説ハ危険  
 である……人を誤謬に導く語法である……人々の只其のみに満  
 足し……改心の必要を忽せに去……之を忘れ……唯我ハ「バプテス  
 マ」を受け去クリスチャンであると言ふに満足して、不敬虔な  
 る生活をあたりに相違ないと申すかも知みせん、併し神の道が  
 我等を教へて語らしむる如く演ぶるに、何を之より生ずる危  
 険や誤謬がありませうか……決して無き筈です……而して今  
 申したとの前よ論じました通り祈禱文並に聖書の解釋に基  
 く者でございませぬ、若し眞正の教理より誤謬が起りますから  
 ば、其誤謬の教理の本性より生じたのではありませぬ、之を誤  
 つて用いた罪より來るものでございませぬ、私ハ「バプテスマ」  
 を受し者の最も高尚なる、最も眞正なる幸福の念慮ハ決して

人ト不敬虔に導くものでない……却て神に對する聖き心と  
 熱心とを増加ものであると云ふとをせしらせ申したふ思ひ  
 まし

諸君が記臆なさる如く、「バプテスマ」を受くる人ハ約束を致し  
 まし、此約束の個條ハ、人が屢聽くものですから、今一々申しま  
 せんが、諸君ハ此約束と即ち從順信仰愛及び聖きことを約  
 束するものなるをこそんじてございませぬ、是等の即ち「バ  
 プテスマ」の約束です……即ち受洗者の方に屬する約束で「バ  
 プテスマ」ハ是等の約束を要する中で、神ハ其果されんと企  
 望せられます、即ち惡く世と肉を棄て、神を信じて之に事へ  
 ……基督教會の信仰個條を信じて固く之を守り……熱心に神  
 に頼り、其聖旨を行はんと云ふとハ、皆「バプテスマ」に於て要せ

らるゝ約束でございませぬ、総てこれらのごとく、諸君が「バプテスマ」の時なされた約束です……此約束あるより由て諸君の「バプテスマ」を受けしクリスチャンといはれます……これの諸君が願てたいでなさる通り……神の恩恵の爲めに守らねばならぬものであります

私の今「バプテスマ」を受し信徒の此約束に由ると申せしが、其理由の第一「バプテスマ」を受けぬ人の斯様も約束をせるといふ出来ません、何故でそか、即ち人は主イエスキリストの恩と助力に頼らざれば斯の如き約束は無効、不用、出来難きものであるからでそ……約束を爲すは無効にして之を守るといふ出来難きとです、併し「バプテスマ」の神の恩の泉の口を開き、我等をキリストとし、我等をして之を守り得べき者となすもので

ございます、試に「バプテスマ」を受けざる未信者の状態を知らんぬ、あさい、彼等の自己を歴ふる悪の重き軌と脱せると能はざる……肉の彼等を支配し、彼等の情慾の動物となり、彼等の高尚なる位置に止るともできず……神を信する信仰心の己より彼等多数の人心より拂ひ去られ……神の聖旨……神の誠禁、其眼より消へ失せ或は全く消へ失せ、或は全く消へ失せぬにもせよ、之に従ふ能はざる有様です  
斯の如き人々は「バプテスマ」と受し人が爲し得る約束と守るとは出来ません、私共が約束と爲し得るは主キリストと一に  
なるゆへである、私共が之を守り得るは主キリストが私共は能力を賜ふに由るものであります、  
借て之の約束を破る罪の誠に恐るべきもので、キリストの肢

とならぬより、大なる罪です。私共は之を固く守らねばなりません。聖なるポロが「パプテスマ」を受し人の罪の大なることをコリント書に記しまえた所を讀んでらんあさい、ポロの信者も告て、爾曹は神の殿なりと申しました。即ち神の聖靈は彼等と殿とし住ひ玉ふと申しました。ポロは此至畏き眞理も思想を止めましたとき、何と申しましたか、若し人神の殿を毀たを即ち若し何人も「パプテスマ」に於て聖靈の殿となりし自己の肉体を、罪の行爲に因て世人に比しき不潔なるものと致しまそならば、神も彼を毀たんと申しました。聖ポロの神の住み玉ふと云ふ、自ら信じた重大ある念慮……キリストの肢となりしと云ふ眞理は人を冷淡にし、或は不敬虔に導く危険があるとい決して思ひませんで、却て全く之と反對に信

じました、即ちポロの此重大ある念慮中に重大なる警誠と有力意志と義務を常に記臆するとの共に存するを見ました。ポロの賜はりし恩に就きて毎度も右の如く論じます、人が若し自ら我は神の善き賜を受て恩まれしものと感ずれば感ずる程、なほ進まねばあらぬ、即ち此恩を虚しくせんことを恐れ、之を誤用するとを懼れて、愈々靈の賜の益々大ならんと求めねをならぬと云ふとい、ポロが常に教ゆるところてございます、此の念慮を外にして、私共の恵と賜とい他の功力もつものと考えふに實に憐むべき偽りの信仰でございませ例へば若し人あつて世の中より此の如き氣毒なる人あり我の恩の中にあるゆへ、神の誠めと破るも妨げなし……我の我が救贖を固く信ずるゆへに、聖不聖とも我身に關はるとあしと思



ふならば、此人の信仰の實に憐れむべき氣の毒ある自家の穿  
 でございませぬ、勿論邪惡なる人の己の好むに従つて「バプテス  
 マ」の「サクレメント」の恩の教理を誤用するとが出来ませぬ、即ち  
 我は「バプテスマ」と受し天國の世嗣であると云ふとを自ら考  
 へ、之に因て自己の罪ある生涯の中に、自ら欺き慰むるとが出  
 來ましよう、誠に何の眞理でも誤用するとが出来ませぬ、唯私の  
 諸君よ教會の教理に正しく従へば決して斯の如き結果には  
 ならぬと云ふととおしらせ申したうございませぬ、「バプテスマ」  
 式文と、公會問答が、共に等しく私共を警戒する所は、即ち「バプテ  
 マ」を受けし人の、神の約束に與かりあり……キリストの肢と  
 せらば……榮光の世嗣とせらぬ者よりも、猶多の重き責任と嚴  
 じき結約と、多くの答ゆべきことと、遠く迷ひ去るべき危険のあ

る人とあるのであると云ふとでありませぬ  
 若し人神の殿を毀れば神かれを毀たん……諸君よ斯の如き言  
 葉は私共に關するもので、私共の皆神の殿でございませぬ、  
 此のこの言ひ、私共の生涯の暗き点を照すべき光と放つもの  
 でございませぬ、諸君よ私共の誓と約束、私共の信仰と愛の何處  
 にありませぬか、私共は今日まで、神キリストの肢であると云ふ  
 眞理に目を見したことがございませぬか、私共の「バプテスマ」を  
 信ずることが過しにあらざる、却て「バプテスマ」を誠に信じな  
 かつた所から、我等の救のわざようついて、眠むつてありの致し  
 ませぬでしたか、蓋は神の殿の聖きものなればあり、この殿の  
 即ち爾曹あり、實に此言葉に考ふるときは、私共が今日まで忽  
 にして種々の汚を入たのは誠に恐しきことでありませぬ

か我等クリスト信者の唇がら如何に多くの詐と譏の言葉を發したことですか……聖書に汚たるわざをなえ、又詐を云ふもの如何よなすも、神の國に入るに能はずと記してあるのを讀でいありませんか、私共クリスト信者の心に汚れたる念慮の生じたもの幾度でえようか、私共が聖き神の殿を汚し、靈魂の生命も最も危きもの斯る汚より恐ろしきものがありませうか……私共信者は今日まで如何多くの惡行を致しましたろうか、猶日々行つてあるでいありませんか……兄弟よ、神の聖き旨と誠は已に我等の心を去つて我等の不潔なる意思と此世の汚れたる誠とは我等の心に滿つるにあらざや、斯の如きは「バプテスマ」の恩とあまり尊び過ぐるより起ると思はれますか、決してそうい思へません必畢私共が敬いざるより

起る罪でございませう、私共二度三度已を省みて我等の父なる神の子女……聖子なる神の肢……聖靈なる神の殿たることと我等の日々の行爲も實施せねばなりません、斯の如くしてても惡いさは我等に止まりませうか、否我等の注意と熱心と、神に屬する畏懼と、熱望と、復讐の力とを受くるでございませう、注意……即ち神の殿たる我等に汚穢の入りざらんがため……熱心……即ち神のなせし誓約の恩に達せんがため……畏懼……即ち我等もあたへられたる約束の悖らざらんがため……熱望……即ち「バプテスマ」が我等を世嗣となせま恩を切りに需め願はんがため……腹舞……即ち受けし恩に抗ふ罪即ち惡業と怠慢とを討伐するためです、諸君よ、私共「バプテスマ」の約束を熱心活潑に成就せんが爲にこれらの精神念慮を養成して「バプ

テスマの特権を常に確く保守たねばなりません

### 第七章 聖餐禮 其一 「サクラメント」の必要

人はパンのみよて生くるものよあらず、神の口より出る凡ての言よ  
よる  
(馬太傳四章四節)

我の前に「マプテスマ」の「サクラメント」と論じて、諸君に其必要  
と結果と責任の大体を御話し申しました故、是れより同じ論  
理よ准つて聖餐禮の「サクラメント」に説き及ぼし度く思ひま  
そ、私への前のような順序ではと論づるつもりでも、即ち第一に  
其必要なるを、第二に其貴きとと、思ふと、受くる備へのなかる  
べからざると、第三に聖餐禮より生ずる義務責任等について  
順次に演べるつもりでも、只今述べんとする所へ主の制定よ  
従ひて其聖體と血と理に合ひて正しく受くると之を約言て

申せを聖餐禮の「サクラメント」云ふものハ我等の救贖に必要なりとの趣意でございます  
 「バプテスマ」の必要を論ずるよりも此「サクラメント」の關くべからざることを演ぶるのハ猶大切である私ハ考へます、何故なれを此眞理ハ人が忘れ易く、又固く信じにくいこととをございます、諸君の中に「バプテスマ」の罪の赦しに必要らぬものなりと云ふことを忘れ、或ハ疑ふかたハなからふと思ひませ……無いことをねがひませ……自分の嬰兒の「バプテスマ」の爲ま之を會堂につれてこない信者ハありますまい、若し之と怠れば何人でも之を罪と思ひましよう、神より賜はりたる子女に對して父母の義務を怠るのハ恐しい罪だと思ひましよう、私共信者の中に「バプテスマ」の意味や恩を大切に考へないも

のハ多くあるかも知れませんが救贖に必要であると云ふことを疑ふものハ誠に罕でございませよう、併し聖餐禮についてハ大なる相違があります、何とあれハ凡ての信者ハ洗禮と受けてれるのですが、この人々は悉く聖餐禮を受けません、信者ハ皆キリストの血によつて救はるゝことを願ひます、(此願望を有つに足るものハ少なきもせよ)けれども、キリストの聖體と血の賜を受くるためハ聖棹に近づくものハ誠に少ふございます、信者の大半ハ毫も之を受くるとを勉めません、畢竟この大なる誤謬ハ何に起原するやと云へを聖書と教會の證しする眞理と疑ふ隠れたる思念が人の心裏に潜んでおることとを明に示すものでありますせんか、實に之ハ多くの人が正しく聖餐禮をうくるのハ救贖とらるに必要であると云ふ

眞理を信せざることを現すものでございませぬ、或る人の、自分の聖餐禮を受くるに不適當なるものである故、受けまいといひわけを致しませんが、其人の願望も罪の赦しと得て、終りに救はれんことでのございませぬか、之を精しく申し申しますれば、主イエスキリストの私共凡ての人に一個の道をお與へあさひました、私共は此道により即ち聖餐禮によつてキリストの救贖の恩みを受るものとなることができませぬ、然るも吾等はもし其道によらず、之を受けずして、猶救贖と望むとこれ自己の道によつて救ひを得んとねがふものにあらざるを、や、之と深く論ぜれば、如斯人の教會と聖書の教理を信せしめて、自ら好む自己の教義をたつる者と云はねばありませぬ、私に今此題を説くために前と同じ論法を用ひます、即ち始め

に祈禱文の教ゆる所と演べ、次に祈禱文の主旨の主及び其使徒の教旨と同一なることを諸君におはあし申しませぬ、また私に諸君が此教義をたまひなされた後に、諸君各自の生涯と行爲にこの教義よ合ふや否をねがはるべし、先づ公會問答と見ますれば、聖餐禮とは救贖に必要なる二個の「サクラメント」の一つであるを録してあります、一般に必要あるもの……即ち前にも申しました通り、凡ての人に必要なるもの……唯二三の進歩したる善良なる信者のためのみでなく……却て凡ての救ひの望を有つもの……凡てキリストの血によつて贖ひを受けんと欲するもの……ために欠くべからざるものとの義であります、是れは私が子女等に教ゆる所、諸君が夙に

おまゝびなされた教義でございませう、又聖餐式文を見ますれば、凡て信者の少くも一年に三度、其中復活日に一度、聖餐禮を受くべしと云ふ規則がございませう、今此規則の守れなかりました、他にも守れぬ規則がありませうが、之れは皆な人の生涯の不善良なる所より守れぬようになつたものでございませう、勿論靈魂の糧を強いて受させることの出來ません、不正の人が之を受くるのは大なる罪です、併し此規則の存じてある所と以ても、教會が聖餐禮の救贖を得るゝ必要あるものなりと云ふ眞理を證すると申せとがでございます、又聖書を開いて主キリスト及其使徒等が教へし所を研究しませれば、ヨハ子傳の第六章の此事よついでキリストが最も明了にこれときなされた所です、諸君の若し其章の三十二節よ

り五十八節までをおよみなされたを、主が明に此「サクラメント」について教へし意味をさとり得るでしやう、主ハ天より降りし眞のパンの何たるをユダヤ人に告て、神のパンとて降りて生命を世に賜るものなり(三十三節)我ハ天より降りし生るパンなり、若し人このパンを食はば、窮なく生くべし、我ハ與ふるパンの我肉なり、世の生命のため、我之を與へん(五十一節)これらの言葉は教會が聖餐禮に由て受くべき肉及び血のこととを教ゆるものでございませう、主イエスは此事を反覆して重大なことのようにはなしたまはなされませう、誠に實に爾曹に告ん、若し人の子の肉を食はず其血を飲ませば、爾曹に生命あし(五十三節)と之は其語りし言葉の重きことを人々にさとらしむる爲めと云はれませう、

之れよりも明了な言がございまいしよるか、勿論人は斯様なる  
 教を他の事に説き去ることができません、神の明了なる真理の  
 言は何れも其様に説き去られまじ、然し神の言の之を讀で正  
 しくさとる人の爲めに録されたものでございませ、若し私共  
 が生命をもたんとを願ふならむ、人の子の肉を食ひ其血と飲  
 むことの誠に必要なでございませ、

主イエスの教へを親しく受けました使徒等も私が今申した  
 ようにこれらの言葉の意味をさとりました、使徒行傳にある  
 最初の教會の有様と讀んで見まされば、キリストの聖体と血  
 の「サクラメント」を受くるの信者の日々の禮拜に普通者  
 でございまいした、即ち使徒行傳二章四十六節に日々心を合  
 せて殿に居り又家に於てパンをさくと、云ふとが記してござい

ます、即ち此時分には未だ會堂がありませんでしたから、入々  
 の祈りのため、各自の家に集會いたしました、又集會の折は  
 毎に聖餐禮と受けました、實に此時聖餐禮は普通の禮拜にあ  
 くてならぬものにて人々の耳に主の教の新たらしくござい  
 ました故、今日の人のやうにこの教理を等閑にすることなく  
 キリストの聖体と血を受ぬ者の信者と思われませんでした  
 併し何故此思みを受くる法式の他のことより大切でござい  
 ますか、其理由「バプテスマ」は主イエス、キリストと云ふ眞の  
 葡萄の樹に吾等を接木するもので、聖餐禮の其接木した枝を  
 育ひ保つものでございませ、「バプテスマ」の吾等と葡萄の樹の  
 幹に接けまするが猶だ必要なきことがございませ、即ち幹から  
 能と生命を興ふる液を受けねばなりません、然らざれば善き

接木も枯死てしまひましたし、私共のキリストの肢である、故に首あるキリストより能と生命とを受けねばなりません。聖餐禮との即ち首にある生命を肢ある吾等も送る道でございます。又他のところから申しませれば、御承知の通り「バプテスマ」と靈の誕即ち靈魂の新たらしき誕生でございます。生れた嬰兒が食物を受けぬとき、死ぬるやうに、イエスキリストに於て新たに生れたる吾等もイエスより必要ある供給と能とを受けねば活きてをることのできません。イエスの聖体と血は即ち其供給其能でございます。主は親ら此恩みを賜ふべき道を開きませた、故に此恩を受くべき此定められたる道によらず、之を等閑にして自ら他の道を發見さんと務むる人、即ち教會の規則を破り、教會の命する所に背のみでなく、キリ

ストの律を破るもので自ら神の恩の目的に逆ふのでございませぬ。使徒時代の教會と今日の教會とを比較して、私が先きに聖餐禮は多の人が其徳と信せず、其恩を貴ばぬ「サクラメント」であると申した言の當るや否やと考へてとらんない、此「サクラメント」の恩は何のであるかと云ふことは後又精密しく演べまじよう、今私共が考へねばならぬことは我等は自ら己れの好む所に従ひ之を忽にしておると云ふことで、神の口より出さる言といへ我等の食物の爲め賜はりしもので、私共此神の賜を輕くあて、己れの工夫により減べきパン即ち己れの心より自ら發明する食物をとらむ、私共が試と受るの日に當てこの人爲の食物の我等の靈魂を養ふに不適當なことを見出さてございませじよう、私共諸君が勉めて出来るだけ度



數多く此「サクラメント」を正志く御受けなさんと願ひます  
私は諸君が此大なる恩の賜を敬ひ尊び之と慕ふことを御そ  
め申します、願くは諸君よ吾等今日神の言と棄て世の終り  
に神より棄てらるゝことなからんとを

第八章 聖餐禮其二 受る豫備

エホバウガよむかひて怒を發し其誤謬の爲めよ彼れを其處に聚ら  
玉ひければ彼そこに神の殿の傍に死ねり (撒母耳後書六章七節)

私の聖餐禮にてキリストの聖体と血を受けることの一般に  
必要なるを既に演べました、即ちかゝる大なる恩を受くべき  
法を等閑にし、或は輕しむるときは、靈魂の食物に不足と生じ  
自から生命と危くするるのであるとおはなし申しました、併し  
わたくし「サクラメント」を如何にして正しく受くべきかと  
云ふことよは、少しも説き及ぼしませんでしたが、今より其問  
題を説き明すつもりです、勿論大なる恵と云ふものゝ之を與  
ふるものゝ特別ある性質と、之を受くるものゝ特別ある位置

とを要するものです、即ち神の恩が人の心に住居を見出すと適  
 當な正しき格式と正しき豫備とがなければなりません、凡て  
 の善き賜を興ふる神が之を興ふる豫備となし喜んで興ふる  
 心と有つ必要なる如く、何の恩にても益になるやうに受けま  
 そるに之を受る心の豫備が最も大切なことでございます  
 私共己れの頑固なると、罪とによつて、神の恩の入るべき道  
 を塞いでとるかも知れませんが……如何に善き種子も固き地に  
 落ちましたなら枯死ねをなりません、如何に輝きたる火華も  
 濕りたる薪の上にとかるゝときは消滅してしまひましょう、私  
 共の心此此薪でございませぬ、神の恩が如何に私共に近く  
 とも之を消滅すことかございませぬよう  
 これハ私共が記憶せねばあらぬ大切なことで、もし人がこ

の規則を忘れませれば、必「サクラメント」の眞正の教理を誤  
 用し、之を腐敗させて、人々の之を信せぬやうあるでござい  
 まし、よう、私共も靈魂の糧即ち主の聖体と血ハ信仰ある者の  
 み受けらるゝと申しませぬが、之と同時に信仰なくして受る  
 ものも受るにハ相違なく、唯思なく救なしに之を受くるので  
 あると云のと忘れていなりません、人ハ罪に汚れ、心を頑固に  
 し悔る心なくとも受けてよいと思ひませぬのは、誠の教理で  
 も、眞の信仰でもありません、世の人は屢神の眞理を腐敗させ  
 ました、而して其腐敗ハ毎人人間の生涯を罪惡放蕩の憐なる  
 有様に致らせました  
 儲て是れより、聖餐禮をうくるゝ適當な豫備と云ふことをれ  
 ハあし申しませし、よう、既にのべました通り、正しく受た聖餐禮

の思を接つに必要でありませ、而して正しく豫備そまへますの正しく受くる一部分であります、先づ教會の教理けうりをしらべ、次に聖書と披ひらて、然る後私共は今日まで豫備そまひをなしてねりしや、又其豫備そまへの私共に如何なる幸福さいふを與へしやをねかんがへあさい  
 會問答の終の問の、主の晩餐ばんさんに來る人に關く可らざるもの何ぞやと云ふみとで、即ち之を正しく受くるに何が大切であるかと云ふことを尋ねるので、其答と見ますると、私共がなすべき豫備を簡短に説いてありませ、過去し罪を眞に悔改くわいかいて後新しき行を爲すことを堅く定めざるや、又キリストの死を常に辱かたじけなく思ひ、神キリストに由て與へ玉へる恩を活いきたる信仰を以て信せざるや、又愛心を以て凡ての人と親睦しんぼくざるやと、内顧ないこることをありと記してありませ、聖餐式文にも

亦同じ言がございます、即ち神の十誡を一々讀み過去し罪のためために矜恤あはれみをねがひ、將來吾等の心を誘ひて神に隨したがはする恩を祈いのります、又聖餐禮を告る勸衆文くわんしゆうぶんに常に讀ませんが、私共が各己おのれのために聖餐禮を受くる毎に讀むと、利益のあるもので、其内に次の如き勸辭くわんじがあります、其糾きうすべき法の第一の命令めいれいを法として己の行ひを回顧かへりみ、總て思ひ言と行にて犯おとせざる所なき神に懺悔ざんげせしむ、又聖餐禮の度に讀みきかせ、勸衆文くわんしゆうぶんに、主を信じる最も愛む兄弟よ、我等の救主すくぬしなる肉からと血ちの聖なる交まじりを受けんと思ふ汝等なんぢらの、聖なる血ちの總くわんての人に此この杯さかづきを飲のまざる前に務つとめ、自己おのれと省しるみ糺ただすべし、事の勤こまめと考かんふべし、(中略)故に兄弟よ

主より糺されざるため、自己と糺し云々とあります、凡て是等の言は、實は私共が受くべからざるに受くる時のみあらざ、又遽に不注意、軽く自ら糺すことも豫備ふることとせ、して受くるとき、我等と警誡するものであります、聖書と同じ言にて、私共を教ゆる聖餐禮の、最初よりキリスト信者の日々、の禱文でありました故、人がこの大なる奥義に近く、當つて、恭しき心を失ひ、之を辱ぶことを忘れ初めましたのも、早よりありました、聖なるポロハクリントの教會の中に、如斯輕卒、敬となきことが、始まつたのを見て、彼等と警誡しましたが、其言、私共をも警誡するものであります、即ちポロハ宜しきに合はずして、此パンを食し、主の杯を飲むものは、主の体と血を干すものあり、人自ら省みて、後其パンを食し、其杯と飲むべ

し、宜しきよ、合はすして、食飲するもの、其食飲によつて、自ら弱き者、病の者、又寝りたるもの多し、我體も、自ら已と審し、ならば、罰と蒙りしことあり、ならん、と申しました、此等の言ハ、哥林多前書十一章にございます、誠に主の体と血を受くる聖きわざに、用意をせねばならぬことを、吾儕も示すものであります、古の人々に、神がなされたことと、讀んで見ますれば、同じ警報を告ぐるでしよう、猶太人の聖き器の内の最も、聖き神の櫃が、敵のため、奪はれて、敵地に置かれましたとき、是を置た諸邑ハ、皆大なる恐しき疫病を煩ひました、(撒母耳前書五章)又、ダビデ王がこの國と、うつしますとき、ウザハ、其震ひ動く、と見て、手と伸して、輕まぐ之に觸れました、ゆへ、神ハ、其誤謬

のためには彼を撃ちウサハ其處に死なせられた(撒母耳後書六〇七節)あゝ神の在す所の畏れぬをならぬ、又其前に軽く近くこの誠に恐ろしきことであります、兄弟よ、今も同じことであらう、私共は豫備なく敬まず、之れに近きてよいと思われませんか、神の怒りの吾儕の上に降りますまいか、固より神の往古の如く、肉体の死を以て我儕を罰することありませぬまいが、私共の心は益々頑固になり私共は愈々不敬虔に陥りましたよう、果して然らば、吾儕は是より何と學びますか、或人ハ凡ての真理を誤り用ゆる如く、是事をも逆用するてございませう、或る人ハ、ア、私ハ已に罰の降るのを恐るゝ故に、聖餐禮の受けさせんと申しませう、併し前にも述べました通り、聖餐禮を

受けなければ私共はキリストより離れ去るのでございませう、即ち吾儕の靈魂の食物を絶て自ら亡に至るので、如斯の吾儕を教ゆる真理ではありませぬ、さらば何を學ぶべきや、私共ハ聖餐禮の前に自ら糾すときと豫備へねばならぬと云ふと悟らねばなりません、私共が聖餐を受くる日曜日の前の一週間を自ら糾す時と充てるのハ最もよいこととであります、會堂で一週間前ハ聖餐禮の報告を致すのも是れが爲めです、此一週間の毎日常の祈禱の外に祈禱を加へて、神が我等を其住居に合ふものとなさ玉はんことを需めねばなりません、又毎日私共ハ自ら糾し、特に前の聖餐禮を受けよ、爾來犯したる罪を格別又糾して罪の赦をねがひ、又日々聖書の中より「サツラメント」の恩と教へたる句を一二節讀み、其日の間其句の意味

と考へて豫備をせねばありませぬ、如斯豫備とせる人の誠  
 僅少でず、故に衆くの人の神の恩を充分に受けることができま  
 せん、私共の此様な方法を用ゆることができませぬ、誰にも少し  
 の暇はわるものです、又長き時間を要するものでございま  
 せんゆへ之をなす機会に誰にもあります、是の豫備によつて  
 人が其日の勤を怠るようなことゝございませぬ、却て日々  
 の勤務を神につとむる様に喜んであすことができませぬ、又  
 かゝる豫備をいたしませれば、私共の犯した罪を忘れて、良心  
 に悔ふこともなく神の棹に近き自ら神の怒りを招く如き危  
 険のございませぬ、私共自ら審き自ら糾し自ら罪に定むれ  
 ば罪なきものでございませぬ、即ち罪の懺悔と自ら責むるまど  
 の吾儕をキリストの十字架の下に導きそれより流れ出づる

イエスの血の凡ての罪より吾儕を潔むるでございませぬ

第九章 聖餐禮 其二 慰籍

また人ありて、  
○ある水のなかれ、  
○とくならん

(以賽亞三十二章二節)

豫言者イザヤは未來に起るべき王をみて、  
「如斯豫言いたしました。此言は聖靈がイザヤの口を以て處女より生るゝ嬰兒に  
つき申したのでございます。主イエスキリストは肉体を受く  
るによつてイザヤが豫言したものとなりました。誠にはこれ  
肉体と受けねを成就されぬこととございます。即ち風のさ  
るところ暴雨ののがれば……此世の沙漠もある聖き流れ……倦  
みつかれたる國にある岩陰となり、吾等をして之に因て天路に

歩まざるたつきとなり玉ひました。  
備てこれは主イエスが吾儕に已と現はす聖旨に適ひし種々  
の方法の眞理とさすものといたしませれば、主イエスが吾儕  
よ最も適く来るべき其体と血の「サクラメント」の眞理中の最  
大なるものと云はねばなりません。若し私共は祈禱より、沈  
思に因り、神の言と讀むにより、主の在すことが吾儕の慰籍  
及維持となると致しますれば況てや私共が其聖棹の前に跪  
いで適き主の肉と血を受くるものとなりませど、吾儕と共  
に在る所の主の私共の格別なる慰籍維持、宿舎、又吾等の勢力、  
吾等の平安、吾等の喜悅となるべきはずで、聖餐禮の「サクラ  
メント」は格別の慰籍の「サクラメント」で、私共今此事と注と  
して演まざる

是を研究するにも先づ祈禱文にある聖餐式文の示す所をし  
らべねはなりません、前に申まされた事「サタラメント」を受  
ぐる正當な豫備をなすべきことでした、即ち其豫備と自ら  
審くことと懺悔とである……私共の如斯豫備のできるまでハ  
「サッラソント」より出づる幸ひなる慰籍とうくることも聴く  
こともできぬものであると申しました、如斯聖餐禮を行ふ教  
師ハ懺悔文の後で受けられた、キリストの血によつて受くべき  
罪の赦と慰と、平安との慰めある言を讀みさかせません、其前  
よある勸衆文ハ必要ある豫備、即ち自ら糺し、自ら罪をすること  
をつぐる警告の性質をそなへたものでございます、其次は  
一船の懺悔文で、私共の之れによつて已れの罪と怠慢とを全  
能の神の前にのべて、然る後教師は心より悔み、速りて懺悔す

る人に赦罪を讀みさかせます、其懺悔となし、其赦罪を、然る  
後に吾儕の耳朶に初めて來るものハ慰籍と喜悅の言でござ  
います、曰く眞に我等の救主キリストよ歸する都ての人に云  
王よ慰めの言を聞くべしと、今私共の是等の言を心に留めて  
考へねばならぬ凡て勞れ悲みて來るものに、キリストの裂れ  
し肉と血より出るものハ満ち足り溢るハ慰めであることを  
深く思ひねばありません  
第一私共が注意すべきことハ此慰めの言は格別に悔悟せし  
人、即ち己の罪を知る罪人につぐるものであると云ふこととて  
そ主の言に總て勞れたるもの重荷を負るものハ我に來れ  
我汝等を慰ませんと、又聖なるボウロハ負るものハ我に來れ  
る人と救はんがために世に來れりと終りよ聖なるヨハチの



言の若し人罪を犯さば吾の父の前に保惠師あり云々と申してありまそが旨一様に吾儕の中にある罪と汚れとをつぐると共に赦しと潔めとを示すものでございませぬ、是れは重なる第一の慰めでございませぬ、是れより二個の大切なる教が出ます第一この言は聖餐禮を欠く人々の口實に反對する嚴重な證據でございませぬ、私は支度がない故受けることができぬ：私へ審るべき大なる多の罪を犯してれる故に自ら聖餐禮をうくるに不適當なものだと考へる……ア、かゝる言は實は己れを欺く痛ましい口實でございませぬ、病人が重き疾病の爲めに醫師を避けますか、誠に悔悟した人へ其罪の大なるが爲めに救主の傍を去るものがございませぬか、飢にたる人が食物より遠ざかり、渴きたるものが泉より逃れ去ることがありませぬ

か如何に其飢は甚ましく其渴は強くとも、之が爲めに飲食を避くるものがありませぬよ、か、私共の世間に此様なことがあれば誠に愚きはなまど笑ふではありませぬか、併し吾等の靈魂の生命に對する私共の舉動の愚なるは毫も之れに異つたことはございませぬ、實は同じこととて、吾等は己れの意に隨ふて自ら欺いてをるのである……私共が聖餐禮を怠る理由は丁度此反對でございませぬ、私共は罪の重荷を感じないのである故に、罪の赦宥を求めぬのです……私共の自ら病氣を感じてをらぬ故に癒やさるゝことを欲はぬのである……實に私共は充分に受ねをあらぬ所の神の賜に付いて飢えも渴も感じてをらんので、前の如き意なる口實を以てクリスチヤンの幸福より遠ざかる人々の願くば己の罪を感じてキリストに來り

キリストに在つて慰を受くる人々の幸福を證しする所禱文の言葉と深く考へてください

第二 凡て眞の慰めと云ふものの懺悔の後よ來るものですこれ等の慰の言葉の私共が罪を認し之を懺悔し之を悲み、赦罪と得たる後に讀みきかされます罪の下に慰を求め、罪を懺悔せず赦宥を受ねうちに慰めを需むる宗教は此上なき偽でございませぬ、如斯の福音の職務でございませぬ、わが神惡しきものに告げて平安あることなしと宜ふとい往古の教會にも今日の教會にも、共に眞理とする言でございませぬ、教會の所禱文の中に何れにも人々をして其罪を養成し之を好みながら其罪の除去られたりと云ふ自儘な慰めと以て自ら慰むることを教ゆるやうな誤謬の一言も決してございませぬ、慰

めの言の眞は我等の救主キリストと歸する人々につぐるものです、眞にキリストに歸するとい自、惡み懺悔と悲歎とと以て來るまゝとて己れの罪科を隠隠して猶平安を受けんとすることでのございませぬ

併し眞に主と歸する人のために、聖餐禮の大なる慰に満ちたります其恩籍の第一に罪を赦はれ科の赦されしを證しせらるゝこととて、マツダラのマリアは眞の悔悟者の模範でございませぬ……不潔不正なる身と主の足下と伏し轉はし、己の過去の生涯を悲み歎き初めに己れと多く愛せし主の愛に充たされ己れの希望又宿舎となることを主にねがひましたマリアが罪を悲哀みたる涙は罪の赦宥を得るになくてならぬこととて、かくの如く罪を悔めるイエスキリストの僕ハ聖輝

の前に來り、今猶吾儕を憐さんとして望み玉ふ主の前に跪きてねがひねがひありませぬ、私共のマリヤと同じく主より赦宥をうけました、若し私共がマリヤの如く充分に罪の赦宥をねがひましたあらば、必ず同じやうにうけたに相違がございませぬ、ア、併し私共の愛は、遠くマリヤに及ばぬことでございませぬ、畢竟私共の聖餐禮の時受くる所のもの、何たるを明にさとらぬので私共の未だ至き罪の赦宥、至き平安、全く神と一つになることを受けたことがないので、若しあるならば吾儕の心を主の前にのぶることマリヤの如くイエスが吾儕を愛し王ひし勝絶たる愛に對して吾儕の涙の溢流るゝ筈です、又聖餐禮に於て受くる慰めの勢力と助の來ることを固く信するより生きるもので、私共の、肉体を以て天に昇り父の

榮光の右に座し玉ふ主イエスの完全なる人性に結合せらるゝので、私共の眞の能力をうけたのは、唯僅少です、此れも亦私共の信仰の不足より起ることです、キリストが吾等に満たさんとし

王ふ時、私共の口を開て充分にうけない故でございませ  
 此題は此處で止めますが、是より猶高尙なみとをのべねばな  
 りません、私共は心と聲とを一層高く天に上げねばならぬ、私  
 は是よりセラピの讚美の言をのべましよう、私共の今天國  
 の鐘の福ある慰めと考へ、恩の富と吾等が受くる所の僅少な  
 るを思はねばなりません、願くば主イエス、此後吾等のために  
 風のさけおこる暴雨ののがれ所とあり、早ける地にある水の  
 なおがれの如く、倦みつかれたる地にある大なる岩陰の如くな  
 らんことを

第十章 聖餐禮其四 天地の鍵索

私が前の話の終りに申しました通り、私共の此題を考ふるに  
 當て一層高尙な点と達した故、私共の思想と高尙とし心を窮  
 りなき神の座位に高めねばなりません、已にのべました平安  
 と罪の赦宥の慰めある言の位に坐し、玉ふ神と吾儕と和まじ  
 ことをたしがひるもので、又私共が主イエスキリストに依  
 て聖父なる神と和ざし時、教師の吾等の心を天に擧ぐること  
 を命じまると、即ち汝等の心を主に歸せよ、我等心を主に歸せん、  
 我等主なる我等の神に謝すべし、夫の當然にして爲べき事な

(黙示録五章十二節)



事がございませしよ、即ち活て在す主の活きたる證據でござ  
 います、唯それのみでございませぬ、主キリストの死が信仰を  
 以て飲食する人々……十字架の功徳を備ひる人々の救ふ利益  
 なる神の定めたる法でございませぬ、是れは即ち凡て聖餐禮に  
 屬するものに高さ位と深き意味とを興ふる所以で、聖餐禮を  
 行ふごとに天の軍勢の吾等と共に禮拜と與にせるとを示す  
 言を説明し之を用ゆるの正當なるを證明しせるものにてござ  
 います  
 私共が此處に用ゆる言の裝飾えたる虚しき文字でござい  
 ませぬ、却て私共は天使の萬軍と與に禮拜を興にし又彼等天  
 使の我等と與に我等が其死と記憶する生きたる救主の智慧  
 と愛と榮光と能力を讚稱することを信する吾等の信仰を認す

ものでございませぬ、借て此讚美の聖餐式文中の最も古いもの  
 ならず、即ち祈禱文中の最も古い祈禱の文でございませぬ、使徒  
 等が家々に集つてパンを擘き、主の体と血の聖餐式を行ひま  
 したとき、彼等も此言を用ひ彼等も此讚美を誦つたと信せま  
 ざ充分な道理がございませぬ、これはたじかならぬ事と致しま  
 しても、最も古き聖餐式文や祈禱文中に(即ち各國より集めた  
 るもの)此讚美が記載してありませぬ、勿論これらの禱文の使徒の  
 時代まで遡るべきほどの古きものでございませぬ、其  
 時代に甚だ近き時代まで遡ることができません、又昔の禱文に  
 此讚美を記載でないものもございませぬ、此等の言の使徒等  
 が編輯いたしました祈禱文中に書き入れられたに相違な  
 と思れませぬ、諸君のこれらの言が聖書の言に甚だ能く似てた

るとをこらんなさるでしよう、豫言者イザヤは自ら天開け主  
 なる神其窮りなき位に坐し、聖き天使等其周圍に集りしを幻  
 に見たことをつけまゐるが、其言に、たがひに呼び云ひける  
 の聖ある哉聖ある哉聖なる哉萬軍のエホバ其の榮光は全地  
 に充つとございます、私共がもちゆる天使の謠は是と同じも  
 のです、私共の感謝讚美の最も高尚なる務に於て、天の使と天  
 使の長が神の位の周回も謠ふ讚美の言を其僮用ゆるのです、  
 是迄のべましたとい、この讚美の何處より來りしか、又何故に  
 之ともちゆるかと云ふことを示すのみで、猶説かねばならぬ  
 一ツの問題がございます、即ち私共が聖餐禮に於て此筵を  
 天使並に人間の筵と稱へ、彼等天の使が我等と與みあつて、我  
 等の如く同じ主を拜み頌贊る筵であるといふ、如何なる理

由あるやとの問題を説かねとなりませぬ  
 天使の自ら罪を犯したことがございませぬ故、罪より聖めら  
 るゝことを要しませぬ、併しながら彼等は人が贖われし與義  
 をかんがへ、敬虔ある喜悅、嚴格なる樂をなすものであります  
 彼等の聖めを要せざれども、之を要する人々の聖めらるゝと  
 喜ぶものでございます、聖なるピテロは其の前書の第一章に  
 キリストの困苦みと是れも續きし榮光をのべし後、此事の天  
 使も知らんことを欲へり(十二節)と申しました、諸君の主が此  
 世にわいでなされた間、天使等が屢これに服事へしことを記  
 憶しておひでさるで、一より、即ち彼等の牧者に福音を告げ  
 ……彼等の主の試誘に於て之れも服事へ……彼等のケツセマ  
 子に主と與にあり……彼等の復活のとき其墓にあり……彼等の

キリヤトの昇天に於てキリヤトの傍にたもまじた、彼等天使  
 ハ神が肉体をうけしと云ふ奥義を知らんことを欲ひました、  
 それ故に肉体を受けし神の功德が、凡ての信仰ある信者の靈  
 魂に與へらるゝとき、聖餐禮が地に於て正しく施され信實  
 にうけるるゝ時、此喜を感ずるもの、嘗て此世界に於るも  
 のらみではございません、此サクラメントは眞に天と地を一  
 つに接続する鎖でございます、而して天の主なるキリヤトは  
 其肉と血を眞實に受くるものと二つに成ります、故に我等が  
 不完全なる聲と以てなを讚美は、天の微妙なる聖き調子に合  
 せ、蓋はるゝのでございます、若し私を爲め耳が後に開かるゝ  
 如く開かれまなれば、私共の天なき衆の永の聲の如く、大  
 なる響の聲の如く、響を響くもの、響を以て、響の音の如き聲を

きくをせよ、彼等天の使は即ち事々服ふ靈をありまじ、故に吾等の  
 最も聖き基き、最も聖き符爲に於て吾等を助け吾等たのかへ  
 たり、たがに神より遣はるゝのでございませぬ、縦令目に  
 見ゆすとも、私共の禮拜の時、私共の左右にあり、私共が彼等の  
 服事する羔の愛を頌贊るとき、吾等と共にならるゝをございま  
 す、又聖書に示一人の罪ある人悔ひ改めなば神の使の前に天に  
 於て喜びあるものと録せであるを、たがにございませぬが、若し然  
 らば罪人が罪の赦宥と之を取むる能くを受くる、サクラメン  
 トに於て來る、彼等罪を悔ひ改むる人、此通書も場所のございませぬ



まい、先きに申しまゐられた通り、聖餐禮の過去の罪によつて歎き  
 悲み涙に満ちたる目を以て天を仰ぎ見る人々に、幸福なる慰  
 めをあたへますものあらば凡ての罪を悔ひ改むるものゝ爲  
 めに聖き天の喜となす天使のうちにも喜がある筈です、善き  
 牧者の迷へる羊を索め、之を尋ね當て、携れ歸りまゐられた故、彼  
 等天使のキリストが失ひしものを得ましたを喜ぶのでござ  
 いまも、天よれる生者に我儀ある喜のさざいません、神の慈は  
 我等の罪の爲めに殺されました、然れども天使等の其主の死  
 にないて其主に榮光を歸する事とございませ、私共は嘗て  
 聖餐禮の時私共の周回は是等の天使等がれることを考へま  
 したか、若し私共が是れを知つたならば、我儀の禮拜の卑さこ  
 と、我等の醜美の乏もきことと深く感と懼るることとござ

いまし、私共の唇を開き、私共に天の使の舌を與へ得るも  
 の、唯我儀を深く愛し我儀の心の中に之に馴ゆべき愛を與  
 へ玉ふことを知る主キリストのみでございませ、嗚呼私共を  
 して地よ於て神を讚美し、天に於て其位の周回に猶實誠に其  
 醜美を謠ひしめ得るもの、唯主イエスキリストのことでござ  
 いませ

第十一章 聖餐禮其五 領受者之責任

○キ○リ○ス○ト○と○ペ○リ○ア○ル○と○何○の○合○ふ○こ○と○が○あ○る○ら○ん

(哥林多後書七章十五節)

聖餐禮を正しく受けまするのハ主イエスキリストの体と血を私共の靈魂の食物に受くるのでございませ、此事既に屢々のべました、私ハ此「サクラメント」の性質又其必要其豫備又慰藉と思寵のことをおはなし申しました、それに次で此「サクラメント」ハ天と地を連続するもので、我儕の主及び全世界と諸の信仰あるもの、又凡て寐りたるものと一つにある筈である云ふことと、のべました、即ち皆「主」のパンを食するごとを我々はなす致した、眞に此聖餐禮ハ私共の靈魂を屬する生命の氣力、罪の赦宥の印、我儕が神と交はる法、私共が窮

りなく活る生命の質でございませ、併しおがらこの大なる恩を受けて之を所有するにハ又大なる責任をも負はねばありません、前に「バプテスマ」を論じました時に、私は「バプテスマ」を受け、其約束を忘るもの「バプテスマ」を受けぬものよりも猶ほ恐るべき墮落であるを申しました、其理由は、神の賜の活動を要するもので、若し私共が此賜の恩を用ひざる時、必ず變じて我等の祖とならねばなりません故です、如斯主の体と血の「サクラメント」も同ことで、凡て賜へられた恩と眞實に用ゆるものよ、言ひ盡しかたき思はず、其恩の大なると同じ比較し、此「サクラメント」ハ罪と罪に定めらるゝことを増すでございませしやう

果して然らば私共ハ關する最も重大なる問題ハ、我ハ如何に

して主の晩餐の「サクランボ」が賜ふる恩と能く用ゆべきや  
 と自ら質すこととございませぬ、私は既に「サクランボ」を受く  
 る前に豫備の必要なることとございませぬ、今夜は受餐者の  
 責任とたのしみ申しませぬ、私共が先づ知らねばならぬこ  
 とは、私共に賜りし恩恵の縦ひ如何なるものにもせよ、用ゆる  
 爲めに賜へられたものであると云ふことです、決して死んだ機  
 械の發條や時計の小車が運動するようには、此機械の一部を動  
 かし、彼機械の他の部分と轉じようなものでございませぬ、  
 機械にの意思がございませぬ、故に動にも止まるにも自分  
 何の知覺もないもので、併し活たる人への意思がございませぬ、  
 而して此意思を以て人の抵抗すること、服従すること、も  
 ございませぬ、神の恩の如斯く人間に降るので、人を善事に動  
 かし、

め、之れに氣力を與ふるものでありませぬ、決して強て服従せ  
 ませぬ、若し人が悪と行いんと決心したとき、其人をして  
 て正しき方に強て赴かしむるものでございませぬ、故に私  
 共の神の恩を用て自ら利益あるやうにせねばならぬ、然らざ  
 れば此恩の無用ある死物に屬するでございませぬ、  
 の恩の無用に屬さしむべきものでありませぬ、却つて私共  
 の之れを用ひ、感謝して其恩を進歩させねばありませぬ、  
 是れは私共凡ての人と關する真理です、故に我れは自ら豫備  
 せり、我の我心を糾せり、我れの熱心と尊敬と愛と靜なる  
 思想とともて主の聖棒よさたれりと云ひ得るのみでの充分  
 でありませぬ、私共にの猶進んで問ふべき質問がある、……我  
 の如何に此恩を用ひしや、我の如何に此恩の能くを奪ひ起さん

と魁めしやと質さねばなりません  
 諸君は私が前に申しませたとに謝つて考へられたなら、此「サ  
 クラメント」を受る者の責任を多く知ることができませうと  
 思ひます、私共が主の自ら教へ玉ひし法に従つてペンと葡萄  
 汁を聖成いたしました後、之とキリストの体及血を申しま  
 す、併て此体と血即ち我等の主の人性の潔白無罪にして汚な  
 きものでと、この聖き人性が私共のうちに住ふならば私共の  
 罪ある肉体にも同じ結果と生すべき筈と、然るもキリスト  
 の俱に在るによつて其靈魂を強められ淨られし者が再三再  
 四キリストを退ひ出すべき汚れた己を賣さば、其罪の如何に大  
 なることでしょうか、聖餐禮の思ひ罪を好む愛を再び心に入  
 れた人と共に居ることができませんか、キリストとペリヤルと何

の合ふことがございませうか、キリストの悪人と共に同じ  
 家にやどり玉ふと思へれますか、諸君は人より逐ひ出された  
 る彼の悪鬼が再び歸り來つて、其人の心が空虚しく己を迎へ  
 入る、を見たりと云ふ主の譬へをござんじてはございませ  
 んか、聖書に遂に往て己よりも悪き七の悪鬼を携へ入て之に  
 居へば其人の患状の前より更に悪かるべしと録してござい  
 ます(路加傳十一章廿六節)善き思ひ強き決心とを以て主の聖  
 棹にきたり、然る後主の俱に在り印を受けしを充分ありとし  
 て去り、再び之れを憶ふことなき人の恰も如斯ものでござい  
 ます、如斯人の心の空虚になつてゐる掃除歸れる部屋の如き  
 もので、未だその人の心よ善きものが居つておらずキリスト  
 の恩寵も徳も未だ其心に宿りませぬゆゑに彼悪きもの還り

来り前よりも服しがたき勢力を以て居てございませしより、即ち遂に生きて已れよりも悪しき七つの悪鬼を携へ入て此に居バ其人の後の患状の更に悪かるべし、私の諸君をおびやかまて、聖餐禮によつて受けた恩を汚して罪を得んよりも、聖主の聖棹に近づかぬがよいと諸君が思われんとを望むものでもありません、唯「サクラン」を受けば之と共に神の貴き賜を怠慢の中にねき無用に歸せしむるとのないために後に自ら守り戒しめ、自ら制し、自ら糾べき、重き義務を負とを諸君も告んためてございます、即ち諸君が神殿の中に罪と入れ之を汚むとのないやうにのへるまでも、是に由て稀に聖餐を受け、長く間をわいて後、再び受くる危険と、屢受くる大なる利益とをさとらねばなりません、例へば聖餐禮を受くる

度數が月一回と致しましければ、各受聖餐者の前に受けたる聖餐禮を以て己を守り己を強むる方法に用ゐられまも、即ち前の聖餐禮と之を受けし時の決心とは後に再び主の聖棹に近づく時まで人の心に新鮮になつてたりますゆへ、此の決心を新よし再び新き氣力を受けて是等の決心と益進歩さるるとがございませ、如斯すれば、私共の眞に神の恩に打續て成長するでございませ、然るに或人の長き間遠かります故、其間に屢天國の路より退歩することが多くあります、衆の信者が全く此恩の法より離れてたりもせず、又進歩もせず、昔の位量より善も悪もならずになれるのはこれに原因するので、諸君が若し如斯人が一年間に聖餐を受くる度數を算へてごらんなされば、此道理を明かに知ることがございませ、よ、彼等は

氣力より氣力に進歩することができません、何とならば此人々の運の食物を長く絶てかります故、其氣力の衰弱するのでございませう

私へ前より聖餐禮は天と地を連続する鎖である、私共は之に由て主が天にかのほりあされた榮光ある性質を受くるものとなると申しました、若し果して然らば斯く天に連続し吾等の如何に行むべきや、人若し會堂にて天使の食物と食ひ去て地の事を感ひ之が爲めに生活し之に戀々としてられば其人の罪の如何に大なるものでしょうか、我々の國は天にありとの聖あるボウロが証した言でございませう、私共の晩餐の「サクラメント」に於て已に天國の人民となつたものである……已に聖徒の社會の人民……神の家族とあつた者でございませう、然る

に如斯く擧げられし人が此世のために全身を勞して之が爲めに生活せるとい何たることをでございませうか、私共の此貴き人民たる位置を自ら棄るのでございませうか、其世嗣の權を放棄するのでございませうか、併し屢聖餐禮を受くる人でも殆ど全く世の事をのみ憂慮つてれる者と稀れに此「サクラメント」を受け、禱る事も少く不敬虔なる生涯とばかり、神の愛を甚だ微に感じ、己に克ち、罪を惡む等の心なくしてある果なき人々、眞に多いとでありませう、嗟、如斯く天の糧に養はるゝ者の生涯でございませう、如斯く此恩を尊み、此賜を信じたる人のおくるべき生涯でございませう、人々が神の恩、神の愛に感ずる念慮の實に貧乏く賤しくして唯此世に屬する念慮に満されていませう、如斯き人の決して「サクラメント」の眞の

價値まで昇ることにはできません  
 諸君の私の言を聞いてこの話の神の聖き事物について信じて  
 しことと、全く異つてれる、今迄必要と考へ或は用ねばならん  
 と思ふたよりも、猶厳しく六ヶ敷規則を告るものであるとれ  
 かんがへなざるかも知れませんが、恐くは私共が聖き物事よつ  
 き、怠慢と流れ等閑にしてれる故、そう思はるゝのでございま  
 しよう、私共が我等は今迄神と思ふ心が甚だ浅く、神の恩を用  
 ゆるとが甚だ不遜とて感謝の赤心がなかりしと云ふとを心  
 に留め、まそのは必き吾等の益でありまそ、又嚴き規則なくし  
 て世を送るのハ絶ざる危険の中、生活することである、嚴き  
 規則のみ能く吾情を直なる、狭く見失ひ易き道に導き得るも  
 のであるを心に感ずるハ吾情の益でございませす、私共が目ら

聖に屬する活物、まことこの畏きを思ひ、クリストの奥義の深  
 を思ひ、これを逆用する人の危険を心に銘すのは吾情の益で  
 ございませす、諸君よ私共の恐しく又不思議に造れてをります  
 私共の靈魂の誕生、成長、滋養は怨るべく、驚くべきものでござ  
 います、若し諸君が私の申えた言に由て猶深くこれらのこと  
 と考ふるようよふなりなされたあらば、願くば神吾情の心に  
 播がれたる種子を猶も養ひ、我等の不注意なる性質を變じて  
 熱心と敬虔と愛とと賜へ玉はんことと

第十二章

教會は一家族なり

○喜ぶ者と共にお喜びの者とお喜びの者

(羅馬書十二章十五節)

前々よりの講義には「バプタスマ」と聖餐の二個の「サクラメント」の式文を聊か説明せました之を始めにねいなし申したわけに、教會の式文中に尤も高尚なるもので、靈の生命の源である故で、併し諸君が御承知の通り祈禱文中の式文の唯之れのみでなく他にいろいろ私共の生涯中々時々入用を載てあります、即ち婚姻式である、埋葬式である、堅信禮である、病者の禱文である、其他種々を禱文がございませ、之等の式文のこの順次にお話申しましよ、之れに先つて何故に教會にばこれらの式があるかと云うとを少くのべねばなりません

凡のキリスト信者はイエスキリストに在て皆一体である、皆兄弟である、と云ふとは、属する、あされたことですが、是れは、屢々ながら忘れ易い真理でございませ、而して祈禱文に時々用る式文を記載てあります、即此真理を保証せんが爲で、キリストノ福者は隨意と隔離ある心を以て神を拜する、とに反對すると云ふ証をするものです、主イエスの凡て彼れを信するものを一の首に連らせんがため世に降り玉ひまじた、聖書に吾儕とキリストとの關係とのべてある言の皆同じ真理と証してイエスの吾儕の首、教會の其身体、信者は其肢と稱へてあります、即ち凡の物の皆一に連続されてるもので、各己の道をゆき、各自個々の利益を有する分離体でございませ、ん、却て一つの靈なる体に連續り、皆互に相連續し、皆公同な



る利益と信仰とを有するものでございませう。又他の主の教から考へましても、同じ結論にいたるでございませう。凡のクリスチャンのキリストの羊と稱れ、キリストの彼等の牧者と申しませう、即ち人の各自己一個の需用と必用とがありませうけれども、各其需用の供給への一の牧場即ち教會にあつて一人の牧者なる主イエスキリストより共同なるものを受くるのでございませう。信者が若しこの一致と忘るときは危険なるとが直に起ります。信者よして一度此群を去るとせんか、誰か其人の何處にて豺狼に遇ふと知りませうか、之れと同じようには主の親ら葡萄樹と稱へ、其子女と枝と申しませう。また、即ち人の各自己の根より生じ、自己の滋養を得てゐるものでない、反て皆一つの幹に連り、皆一つの共同の根より漏

と勢力と生命とを得るもので、勿論多の枝に其勢力の相違があつて、或る枝の既に幾多の霜雪を凌ぎ、強く堅固である、或る枝の若枝である、或る枝の衰へ弱つてたりませう、併し其活てゐる以上、皆一つの根に連り、皆互に相連続してゐるものです。他の語を以て謂へば、信者の孤立したものでなく、一つの大きな家族の一人である、私共の一の聖父の子女である、皆一の公同なる兄弟、主イエスキリストに在て救はるゝものでございませう。私共の二個の「サクラメント」によつても同じ眞理を學び得るでしよ、即ち「バプテスマ」は吾儕と教會を受け、聖餐禮の吾等を教會の内に保ち、強ひるものでございませう。キリストの名がのべられ、キリストの教會の設立られたる處の全世界何處に

もあれ、新に會員とならんもの唯一なる同じ法によつて教會に入れらるゝこととてす、即ち同じ水の洗滌と同じ言の式文とよよるもので、此國或は彼國、此教會或は彼教會が善と認識るに従つて此式彼式を用ひ得べきでものへございませぬ、若しキリスト信者が分離体で万国各自巳の慣習よ従ふて行ひ得るものならば、一定の式を要さない筈ですが、教會ハ一個の大ある家族である故に、一個の門即ち一個の匙の「サクラメント」即ち聖なる「バプテスマ」によらねをならぬのです之れと等しくの贖罪の「サクラメント」に於て、私共ハ一個のパンをうくるものとありました、即ちキリストの子女の一つなる徴でパンは多の切に擘くとも一つのパンである、私共が聖棹に於て擘く所のパンハ各自己の生命を有つと雖も皆一つの首よ

り生命と受くるもの即ち一個のパンをささし一分子ある吾儕キリスト信者の像でございます、如斯信者ハ皆一つの家族である故、皆教會に入るに同じ門よりし、皆一つの同じ道によつて父の家に來る如く、一個の聖棹、一の筵、一つの靈なる糧をうくるもので、私共の靈魂の糧ある聖餐禮は、縦ひ多き數の聖棹に置れましたも、同一の糧で眞の忠義ある信者の靈魂の唯一の滋養でございます、何とされを全世界何の國、何の處にあらも皆之れ一たび全世界の罪のために万民よ代りて洗されたる血破られし体であるゆへです、此二個の「サクラメント」の眞の教理が吾儕に教ふることハ教會の規則及び祈禱文中の諸式文によつて等しく教られます、バプテスマを公禱の半途にて公に施すわけハ凡て私共ハ互よ

相連続するものであることを記憶させ、新に「ハアアスマ」を受けしもの、其「ハアアスマ」に因て吾儕と同じ家族の一人とありしものと心付けんがためでございます。聖餐禮を(病者のため(外)公に行ふの、即ち是を受けるものは主に在て皆一つであることを證しせんが爲めでも、之れより欠席するもの、この唯一なる家族より離れ彼等の父なる神より自ら切斷するものであることを彼等に記憶せしめんがためでございます。併し教會に止と得ざる事故によつて此靈の糧を失ふもの、あらんとを恐れ、之れに注意えて重き病の節に、自宅にて聖餐禮を施すとを許し又、之れを受くるもの、會衆の公禱に列して受くると同じく、一つの家族の眞の肢であることを保証致しまし、私共が公禱に集ると云ふことも同じ眞理と證するも

のです。抑公禱の如何ある意味ですか、公禱とは一家族なる諸の人が諸の人の爲に唯一なる父に公同なる祈禱をさしぐるとでございます。如斯私共ハ一の聖父の下にある家族なる故に教會ハ吾儕の居るべき生涯の種々の關係と位置とに注意いたまます。吾儕の主イエスキリストが肉体を受けしによつて皆聖くなりままた、何物も不潔あるもの、ございませぬ故に教會ハ我儕は教へて我等の日々の生涯の行爲ハ皆神に對してなすべきもの、皆な祈禱によつて聖とさるべきと示し隣人の生涯も皆私共が關係と分配を保つものであるとれしへます。一教會の一人は多くの兄弟の一人でございます。是等の衆の兄弟姉妹は互に喜を喜と哀と哀とせねばなりません。此キリストの肢たる男女が一つにあることハ教會の前に

式を行ひ、牧師の祝福すべきものである……一人の誕生の安産  
 せし姉妹と共に喜び感謝すべきことである……「バプテスマ」の  
 約束と「バプテスマ」の思の堅信禮の凡ての信者が俱に集り、祈  
 禱を以て自己と隣人の子女の再び新にされし決心と助くべ  
 き時である……眠りし兄弟の墓の聖き場所で、信者が皆生存し  
 家族のために同感の涙を浮べ、又主が甦りしによつて吾等に  
 與へ玉へし甦りの確固なる望のために與に讚美の聲を揚ぐべ  
 き場所でございます、祈禱文が吾等に教ゆる信者の思想のま  
 づ斯の如きものです、即ち祈禱文の公同普通なる生活、公同の  
 恩、公同の希望、公同の喜び、公同の哀と私共に教ゆるもので、私  
 共は是よ因て生くるにも、死ぬるにも拜禮と式とによつて、共  
 に相連ることを知ります、若しキリスト教會の實地の状態が

之れに相違してたりますならば……若し我等の祈禱も隨意な  
 る心と生じ、隣人の幸福と救贖とを怠るゝことあらば……即ち  
 若し私共日々の生涯の既に不潔なるものとなり、神の言と祈  
 禱によつて聖とさるゝことがなくば……私共の縦ひ日々祈禱  
 文を手にし、口に之を唱へ、耳に之を聴くとも……祈禱文の教る  
 ところを忘れしものと云へばありませぬ、故に我等の忘れ  
 たる真理を學ばんがために祈禱文にもせり、又吾等をして兄  
 弟姉妹の如く互に相感せしめ、吾等を導きて喜ぶものと共に  
 喜び、哀しむものと共に哀ませんがために、吾等と一体に結合  
 せ玉ひし神に祈らねばなりません

### 第三章 教育

○彼○教師○の○中○に○坐○し○且○膝○を○且○問○ひ○居○たり

(路加傳二章四十六節)

私の前に「バプテスマ」を説き、ますとき嬰兒に關はる「バプテスマ」の結果と少くのべました、即ち其時播かれし種子の後年生へ出でねばならぬ、又種子が注意と培養の不足なる爲めに枯死する如く「バプテスマ」の思も無効に属することがある、もし嬰兒が薫陶も懲戒も教育もあらず成長し、ますとき「バプテスマ」の思とあらず、また詛となると申しました、教會は「バプテスマ」式文の終にある保証人へ告る文を以て、保証人は携へ來りし嬰兒に對して如何なる義務責任を有つべきかを教へ、私共も其責任の重きと示します、併し教會の注意は唯之れのみで

のありませぬ、祈禱文を披てとらんなされば「バプテスマ」式文の直ぐ後、公會問答と云ふものがございます、之れは嬰兒が其「バプテスマ」の約束を新にし其思を大にせられんがため、監督の下に來る前、學ぶべきものでございます、諸君は此公會問答が「バプテスマ」式文の後、堅信禮式の前に挾つてれることをとらんなざるでし、之れを決して偶然とできたとでございませぬ、深き道理と工夫とを以て立た順序でございます、「バプテスマ」の第一段である、キリストの教理の第二段である、堅信禮の第三段である、即ち公會問答は此二個の式の間に學ばねばならぬもので、「バプテスマ」と堅信禮とを接続するに必要を楷梯であります、「バプテスマ」の思の無感覺ある嬰兒は與られましたが、此思は嬰兒は感覺のついたとき、即ち了解し、信

し従ふに充分なる智慧と思想とを有つやうになりましたとき、喚起さねばならぬもので、故に「バプタスマ」の恩をして成人したるもの、靈魂の救に効力あらしむるよ、信仰と悔改を要さねばならぬ、又信仰と悔改は幾何の教理がなければならぬことで、故に「バプタスマ」の後生涯を強よめ守るべき堅信禮の賜を受くるために正しき教育を受けて之れが豫備をせねばなりません。

公會問答の御承知の通りに「バプタスマ」の恩と誓と約束とを教る問答で、其目的のキリストの「バプタスマ」を受けし僕に其約せし所を教へ、又如何にして此約束を守るべきやを教ゆることで、勿論これの凡ての「バプタスマ」と受けし嬰兒の學ぶべき答を録しましたものゆへ此の答の文辭のみを知るのが教

會の教理と盡くしたものでありませぬ、文字を知るのいはをさとする初步でございませぬ、故に要用に相違ございませぬが最も大切な事、この文字の意味をさとして應用するにあります、外面の儀文の甚だ必要之が無ければ何もすることへできませんが、此外面の儀文中に含有せるものが最も大切です、人の骨の組織があれば生活てをることの出来ません、併し骸骨のみで生きたる人とい申しません、公會問答の答の骸骨が能く組合せてあるやうに互に相連続し美しき順序が立つて、一個の完全なる形体をなしてたりませぬが、之れは只形の組織のみで、筋や肉や其他生きたる体に必要な部分を以て骨を敷ふが如く、他の教育と以て之れを包まねばなりません。

教會が之に連なる嬰兒に命じて「バプテスマ」と堅信禮の間は公會問答を學ばしむる主意は、クリスタの教理の必要なるもので、此教育がなければ誰も「バプテスマ」の約束を守ることができん、誰も「バプテスマ」の恩を刈取ることができぬとの意味でございませう、勿論教育と云ふものは種々の道によつてうけらるゝものでございませう、或時ハ兩親よりうけませ、即ち母ハ其嬰兒に祈禱の言を教へ、父ハ其兒の罪と惡の初の兆候を見出し、之を抑へ之と糾し、年長の子女ハ已より幼きものゝために用をさし、之を助けんがために已よ克つべきことを教ゆる等、でございませう、又學校にても規則正しく、柔和従順なる教が、童兒の耳自より其心に入り、規則と實行とによつて教へられませう、又は書籍より教育されます、即ち書中にある賢き

言ハ其處此處より兒童の心に入り、其中ハ成長いたしませ、又公會堂にて説教或ハ講義を聴くより受くる教育もございませう、如斯教育の來る道の種々でございませう、が、之と一つにいたせば、皆神の恩によつて其作用をなすもので、キリスト信者の性質を眞に説き、少きものゝ徳を立て、彼等をして天國の世嗣とあるに適當ならしむるものでございませう、私ハ固より公會問答を悉く説くつもりでございません、併え祈禱文に記載してあるものと云ひ、又其内には格別ハ精細く論じませんでも、私共が教ゆる教が含有んであります、即ち私共ハキリストヤンの兩親、保証人、又ハキリストヤンの主人として、人の義務と教ゆるものがあります、故、少く之を演るのハ無益であります、若し是等の義務と正しく盡しまするあら

ば、私共と凡ての人にそれはど大なる幸福を來すものあり  
 ませんが、又是れば人の忘易い義務もございますまい  
 然らば第一公會問答は、教會がクリスチヤンの教育並陶なく  
 まで成長せしもの、及び成長するものを誠むる證據でござい  
 ままよう、先づ嬰兒の教育に第一の義務を荷ふてれるものは  
 兩親でございます、他人の誰も彼等の肩より此荷をとりさる  
 ことのできません、反覆て申さねばならず、これは即ち嬰兒を  
 して「パプアスマ」を受けまはるは父母の義務であり、其  
 子をクリスチヤンの従順なる道に養育てまそのも父母の義  
 務でございます、如斯養育するに固より困難と思慮と注意  
 とを要します、即ち注意し矯正し訓誡し看守する等の事がな  
 ければなりません、又兩親の自ら教ゆる時間も教育方も什分

あらぬゆへ、多くの教育と受させるために子女を學校へ入門さ  
 せねばなりません、又種々の憂慮も生じ、屢々安からせ思ひ困  
 苦むこととございます、併し斯の如きことは皆人々が婚  
 姻えて一家の父母とあつたときに受けた責任でございます、  
 結婚の時に斯様なる責任のあることを考へざりし者も多  
 くありましようが、考へたにもせよ、考へざりしにもせよ、人  
 此責任を免るゝことのできません、「パプアスマ」を受た嬰兒は  
 生命と限りなき榮光の世嗣とあつたもので、然るに父母が  
 其義務を怠りしたために、嬰兒が此望より離れ、此冕を失うこと  
 がございませならむ、其父母の罪の誠に大なるものでござい  
 ます、然るに是等の義務を考ふる人の眞に僅少で、己の子女の  
 永久禍福を有つ永久活物であると云ふことを思ふ親は實に



僅少でございませす、今世間に多き一二の例を擧げますれば、子女を學校に入門させてまはへて凡ての必要なこと、最早濟んだものゝやうに考へる両親が澤山ございませす、固より之れも親たる義務でございませすが、唯一分部を盡したのこのこととございませす、先づ子女が學校の教育外に有する時間、學校まねるよりも三倍も長ふございませす、此長き時間、最も必要な時間でも、即ち遊ぶ時、家におゐる時、市街におゐる時、學校にて教らるゝよりも猶子女の性質を模造に大なる勢力がございませす、實に惡しき家庭よて示した一の模範は最良の學校にて受くる二十の善き教導に匹敵するものでございませす、諸君の子女を入る爲に善き學校を設立するのは固より他人の義務でせす、併し學校の教化の唯言にあらすまて實行にあることを

子女に示そのの両親の義務でございませしよ、此義務の子女が共にれり、知らす職す模範として見る親の外誰も負擔るゝのでせませせん  
又世間には家にたること少くして子女と教導する爲に模範となることの稀なる人が澤山ございませす、私は不注意なる人々のことと申すのではございませせん、宗教心のある人や宗教熱心の人にも、家庭の宗教家内の義務の何たるを氣の毒にも忘れてれる人が澤山ありませす、併し家内の務の容易なるものである、社會よハ猶有益なることがある、猶正しき社會がある、故に家内を後にして他に行くと云ひ、子女が不行義なるとも願みせ、安息日さへも子女の思ふがまゝに一日を費さしむるのハ實にクリスチャンたる義務と全く誤解した人と云へぬ

をなりませせん、聖なるボウロは已の家のために備へざるものは信仰を棄てし者で、異教者よりも猶悪しと申しました、之れハ唯肉体の日用の糧をそなうるのみでございませせん、家族の爲めは靈魂の需用品をもそなへねはなぬとの意味でございませす、凡そ世中に往々ある氣の毒なとの何かといへば正し人の子女が放蕩無頼なものとなることでありませす、昔の祭司エリと其二人の子ホフエ及びビチハスの談は眞にありがらあことございませす、之ハ皆クリスチヤンの親なるものが家庭の教育を等閑にすることを誡める教でございませす、「バプテスマ」を受けたる子女ハクリスチヤンの受べき教育を受くる權を有つ者で、教育と申します言ハ廣い意味で其中にハ熏陶、注意、訓誡、模範等の意味が含んでとりませす、これらハ學問

を教授する學校の能至くし得べきものでありませせん、却て家族より出で家庭にて成就せねばならぬものです、諸君はこの最も大切なる教育と忽にしては何の善果を子女より得んとなされませるか

第十四章 教育 其二

其子なたづなへてシロヨあるエホバの家に至る其子なほ幼稚

(前耳撒母書一章廿四節)

前に申しました通り、公會問答ハクリスチアンの教育あるべきを証するもので、教育を爲すべきものが之を等閑にするみどを誠むるものであります、偕て教育とは唯學校へ子女と通ハせ、讀書習字を學ばする等のとのみあらず、猶廣き意味のある言で、教育とい實に人を養成するとの義でございます、即ち幻兒の心と氣質と慣習とを摸造り、之れに克己、自制、規矩、從順の慣習を教ふことでございます、私が已に演ました如く、教育ハ多く其兩親に屬するもので、學校の只學問を教ゆるのみか

へて兼陶の家庭より生ぜねばなりません、併し之等の意味を未だ充分に説明しませんで、是より格別マクリスチヤンたる兩親の何となすべしか、彼等のあすべきことハ何であるか、又子女を兼陶するにつき人々の等閑にする所の何であるか、之のべようと思ひます、私共が子女の教育と誤解してれる第一のことハ、子女は幼きい故、何と見聞するも、如何様に制すとも、余り關係のあいことだと考へることです、教育するに未だ一二年間があるとは人が常に曰ふことですが、若し教育とい讀書のみをさそものなら、一二年の猶豫ハ充分ございませし、併し教育が性質を摸造るものとすれば、猶豫ハ少しもございません、人の性と云ふものハ子女が何か知初めた時から形をなま初るもので

ございます、嬰兒が物を見るや、是と同時に目より悪を入ります  
 聞き得るや之と同時に耳より悪を入るゝもので、この故に  
 嬰兒には薰陶と要せずと考ふるの誤謬でございます、嬰兒  
 は必薰陶を要するものゝございませぬ、又嬰兒は必薰陶の効  
 があるものゝございませぬ、嬰兒は年長けし子女よりも容易  
 く矯正するところができる故、嬰兒に厳き懲戒や隨責を余程加  
 減してよしといふとの誠でございませぬ、併し若し初から柔和  
 ある教育法を怠りませぬでしたならば、何故後に厳しき方法  
 を用ゆる必要がございませぬか、子女が不從順なの幼時に其  
 隨意にしてをいたからで、子女が我儘なるの已れと樂まし  
 め、他人の爲に自ら制することと教へながつた故でございま  
 す、子女が長者に不敬あるの初から其父母に不敬の言を云

ひせつけたからで、子女が會堂にて敬神の思慮なきは初め  
 て祈禱を教ゆるとき不注意なる教方をなしたからでござい  
 まよう、諸君の嬰兒の教育の數年後に初めてもよいと思ふや  
 うな偽の意見を盡く捨てねばなりません、教育の眞に襤褸の  
 うらより始まるものでございませぬ、靈魂の懲り此時よりキリ  
 ンドの難を減んとして居ます、故に兩親の此時より其惡の工  
 を防禦せねばありません、此事は世間の道理から能くわかる  
 ことでございませぬ、誰が馬を十年も繋てをいて後に之れ  
 を馴さんどいたしましよるか、誰が二十年も木を曲たまゝ成  
 長させて、置て然る後之れを直に矯め直さんと試みませぬか、  
 世間の物事に決して斯様を愚むることゝございませぬが、嬰  
 兒の永久靈魂を扱ふ教育と云ふとのみに往々斯の如きと

がございます  
 第二私共は模範の勢力と忘れまた律法の模範の勢力に對し  
 て弱ものあるを常に忘れてをります、子女が學校へ通ふて偽  
 詐の罪なることや、自製の義勢や、舌より出づる罪のこととき、  
 まも、家に歸れば家族のもの少しも制せるとなく、偽言を言  
 えてたります、事によれば虚誕を知れてれる使を命せらるゝ  
 ことがある、又子女の兩親の氣質に多の欠點があるまことや、自  
 ら制せざる罪のあることを見まそ時に父の口から汚たる  
 言の出づるともさ、ましよう、諸君の子女が見聞する家内  
 の模範と學校の教育との何が最も大なる勢力を有せるもの  
 と思ひますか、諸君の子女と教育とを爲に如何と道理と説き  
 是非と論じてても……如何に之を高尙に教育しても……子女が實

見ざる模範と云ふ勢力のある教師に如ものはございません、  
 嗚呼家族の口論や、家内の不和合や、爐の傍よてなす敬虔なき  
 談話、數年間會堂或は學校にて神のために教ゆる勢力より  
 も悪く子女を模造に勢力が強きものでございます、  
 第三私共が子女を矯正し、之れを教導するに、常に分別と真  
 心によつて司配されねばなりません、然るに多くの親の自己  
 氣質と感情と自己の便利に司配されてをります、例を挙げま  
 すれば、子女が幾度が過失をしてても、親の自己にさほどの面倒  
 などが無い以上、叱らずに置きまそ、子女が前と少しも違は  
 ぬ過失となして親を煩す時がある……親は始て氣色を損じる  
 ……愠りに乗じて劇しく罰せる……子女の其所業を悟らせし  
 て親の氣分が悪かり、故にと云ふ感情を起します、又親が石

を投ぐることを禁じ、をくに、子女の石と投げらるる……親も之れを見て黙許てれる……若し其石が一個でも過つて窓戸に當り硝子を破れば親の乍ら憤つて厳しく酷き罰を興へます、又子女が二十度他人に虚言を申しましても、親の知らぬ顔としてをります、若し子女が一度親を欺けば、親の憤て之を罰します、是れは眞誠の懲戒でございませぬ、其罰の子女のために與へたもので、はななく却て親のためにあつた罰でございませぬ、最初の訴偽も最初の不従順なるも、又後の同じ罪も異つたこととはございませぬ、唯異なる處の親に不都合をあつたのと神に罪を犯したのとの相違があるのみでございませぬ、親が神に對する罪と見過しにして、己れに不都合をあつた罪と憤るの、世上の常でございませぬ、如斯教育に何の思でござい

ましようか、決まてありませぬ、年長た子女が強情我慢で不正直なの、皆如斯不當な教育に原因するものでございませぬ、教育の大体と論すれば其最初の過失の、兩親が其義務を忘れし事實に原因するものです、即ち父たり母たる者が嬰兒の位置のキリストの肢あでると云ふことを忘れしより起るのでございませぬ、公會問答に「パアタスマ」の恩と其義務とを説きまゝたわけの、凡ての嬰兒を教育し、併せて兩親を誠しめんがためてございませぬ、兩親の最初に嬰兒を視ること、玩算物の如く、後に之を視ること、社會の助手の如くでございませぬ、併し其子女が兩親の苦痛困難の種子とならぬ、傍俸あことで、等閑なる教育の必ず如斯子女と養成する、違ひのございませぬ

ん、若し私共が襁褓の嬰兒も年少き子女も、年長けし子女も、共  
 よイエスキリストの聖靈が住居玉ふ殿であるとして一度知りま  
 したならば、親の義務の此世の務や遊興でなく、神に盡さべ  
 き聖き宗教の務であることがわかりましよう、然らば子女の  
 薫陶の重き大切なる業と思ひねばなりません、眞に之れは親  
 たるものゝ重荷でございませ、併し此荷の神の任せ玉ひしも  
 ので、人が之と怠慢れば神と對して罪と犯すのでございませ、  
 又之に因て両親は神と求むる熱心なる信者でなければなら  
 ぬと云ふ意味を含有でかりませ、何故なれを自ら正しき信者  
 でなければクリスチャンの義務を盡すことへ出来ません、已  
 れ自ら神を畏れ従はざれば決して子女を正ましく薫陶するこ  
 とへできません、故に私共申すとは神と求むる人々よのみつ

ぐるのてございませ、諸君の聖書の中に示してある正しき嬰  
 兒の例を讀んでござらんませ、其子をたづなへて、  
 ユ。ホ。の。家。に。い。た。る。其。子。は。幼。稚。と。録。さ。て。ご。ざ。い。ま。す。若。し  
 私共が子女の襁褓の中より永久生くべき新しき生命を有つ  
 てをるもので、彼等は已にキリストの肢、榮光の世嗣となりし  
 ものであると云ふことを心に記憶してをりませんならば、決  
 して神のために嬰兒を教育することへできません、子女は親  
 の私有物でございません、天の父の養子でございませ、この  
 大切な子供は私共の教育一で禍福を生ずるものです、即ち親  
 が教育と等閑にすれば彼等を天の父より遠け、又親が注意を  
 れを嬰兒の皆神の殿の美く研きたる柱となるのでございま  
 す、もし私共は心に此道理を記録をきませずれば子女の教育

の必<sup>かなら</sup>熱<sup>あつ</sup>心<sup>こころ</sup>に必<sup>かなら</sup>眞<sup>まこと</sup>實<sup>じつ</sup>にあ<sup>あ</sup>るでございませう、然<sup>しか</sup>らざれば  
薫<sup>か</sup>陶<sup>たう</sup>も教<sup>きやう</sup>育<sup>いく</sup>も皆<sup>みな</sup>無<sup>な</sup>益<sup>えき</sup>なる空<sup>くわ</sup>きものでございませう、クリスマスマ  
の子<sup>こ</sup>女<sup>にょ</sup>が通<sup>つう</sup>常<sup>じやう</sup>受<sup>う</sup>るよ<sup>よ</sup>りも猶<sup>なほ</sup>一<sup>いつ</sup>層<sup>そう</sup>の注<sup>ちゆう</sup>意<sup>い</sup>を受<sup>う</sup>くべき、彼<sup>か</sup>等<sup>ら</sup>  
が「パ<sup>パ</sup>ア<sup>ア</sup>スマ」を受<sup>う</sup>け信<sup>しん</sup>仰<sup>やう</sup>の<sup>の</sup>家<sup>か</sup>族<sup>ぞく</sup>ど<sup>ど</sup>なりし故<sup>ゆゑ</sup>でございませう、彼<sup>か</sup>  
等<sup>ら</sup>が其<sup>その</sup>永<sup>えい</sup>久<sup>きう</sup>世<sup>せい</sup>嗣<sup>じ</sup>を受<sup>う</sup>けんため<sup>ため</sup>に必<sup>かなら</sup>要<sup>よう</sup>なる教<sup>きやう</sup>育<sup>いく</sup>を受<sup>う</sup>くべき  
權<sup>けん</sup>利<sup>り</sup>のあ<sup>あ</sup>るの、彼<sup>か</sup>等<sup>ら</sup>がキ<sup>キ</sup>リ<sup>リ</sup>ス<sup>ト</sup>に接<sup>せつ</sup>がれし肢<sup>あし</sup>である故<sup>ゆゑ</sup>で  
ございませう

### 第十五章 信堅禮

我<sup>われ</sup>の少<sup>せう</sup>き日<sup>ひ</sup>よ、汝<sup>なんぢ</sup>の造<sup>つくり</sup>主<sup>しゅ</sup>を記<sup>しる</sup>す、  
即<sup>すなは</sup>ち惡<sup>あく</sup>き日<sup>ひ</sup>の來<sup>き</sup>り、年<sup>とし</sup>のよ<sup>よ</sup>りて我<sup>われ</sup>  
れは早<sup>はや</sup>何<sup>なに</sup>も樂<sup>たの</sup>むべ<sup>べ</sup>からざる先<sup>まづ</sup> (傳道書第十二章十一節)

私<sup>わが</sup>の「パ<sup>パ</sup>ア<sup>ア</sup>スマ」の「サ<sup>サ</sup>ラ<sup>ラ</sup>メ<sup>メ</sup>ント」の講<sup>こう</sup>義<sup>ぎ</sup>より引<sup>ひ</sup>續<sup>つ</sup>てクリスマ  
スマの教<sup>きやう</sup>育<sup>いく</sup>の義<sup>ぎ</sup>務<sup>む</sup>をのべ、教<sup>きやう</sup>育<sup>いく</sup>の「パ<sup>パ</sup>ア<sup>ア</sup>スマ」の約<sup>やく</sup>束<sup>そく</sup>を守<sup>まも</sup>る爲<sup>ため</sup>  
に欠<sup>か</sup>く可<sup>か</sup>らざるものあるとを論<sup>ろん</sup>じました、併<sup>ま</sup>この「パ<sup>パ</sup>ア<sup>ア</sup>スマ」  
の約<sup>やく</sup>束<sup>そく</sup>と思<sup>おも</sup>は堅<sup>けん</sup>信<sup>しん</sup>禮<sup>らい</sup>の<sup>の</sup>時<sup>とき</sup>再<sup>また</sup>び新<sup>あらた</sup>なるものでございませう、  
堅<sup>けん</sup>信<sup>しん</sup>禮<sup>らい</sup>式<sup>しき</sup>が公<sup>こう</sup>會<sup>かい</sup>問<sup>もん</sup>答<sup>た</sup>の次<sup>つぎ</sup>に記<sup>しる</sup>してあるのは此<sup>この</sup>理<sup>り</sup>由<sup>ゆ</sup>によるも  
のでございませう、併<sup>ま</sup>し堅<sup>けん</sup>信<sup>しん</sup>禮<sup>らい</sup>につ<sup>つ</sup>いて種<sup>いろ</sup>々<sup>々</sup>論<sup>ろん</sup>もあ<sup>あ</sup>りませ  
う、其<sup>その</sup>性<sup>せい</sup>質<sup>しつ</sup>、結<sup>けつ</sup>果<sup>くわ</sup>、歴<sup>れき</sup>史<sup>し</sup>等<sup>ら</sup>の別<sup>べつ</sup>に一<sup>いつ</sup>冊<sup>さつ</sup>の書<sup>ほん</sup>に綴<sup>つづ</sup>つて説<sup>せつ</sup>明<sup>めい</sup>す心<sup>こころ</sup>得<sup>え</sup>  
ても、故<sup>ゆゑ</sup>に今<sup>いま</sup>夕<sup>ゆう</sup>の唯<sup>ただ</sup>此<sup>この</sup>式<sup>しき</sup>より生<sup>ま</sup>ずる青<sup>せい</sup>年<sup>ねん</sup>者<sup>しや</sup>の宗<sup>しゆ</sup>教<sup>きやう</sup>上<sup>じやう</sup>の性<sup>せい</sup>質<sup>しつ</sup>と



位置とを聊か演じて終りましよう  
 堅信禮を行ふ毎に今や社會に出でんとする幾何の青年者ハ  
 來りて其信條の悉しき認はしをなし、彼等の生涯について重  
 き約束をなし、彼等の宗教の義務を盡さん爲す神の恩をねが  
 ひます(若し彼等信仰を以て願はば此時實に恩恵を受けまをし  
 よう)堅信禮式は神が凡ての青年者の心意と生命とを求め又  
 彼等の生涯中最も試惑の多き時又當つて之を禦き守るべき  
 特別なる勢力を與へんとすることを教會が信ずると云ふ證據  
 でございませす  
 私は先づ堅信禮に關する實地の有様は如何であるか、又私共  
 ハ神の招にいかばかり應じてれるかと云ふこととかんがへ、  
 然る後、此實地の有様と青年者の居るべき位地とを比較し

て、神の道は何を要するや、教會の式文に何を示すやと云ふ  
 ことを比較いたさまじよう、儲て若しクリスチャン社會の有  
 様を能く知つてれる人に向て、誰が最も不注意なるや、思慮を  
 さや、宗教心なきや、神に従ふぬやと問ひました、若し其人の  
 答て勿論、青年者が最も神に隨ひぬ、青年者は大概敬虔なきも  
 のである、神を求むる青年ハ實に甚だ稀である、と申しましよ  
 う、この答辭は實に中れるものと思れます、併し私共ハ之れに  
 満足して、斯くあるべき筈と思ふてハなりません、これハ止む  
 を得ざるとである、須臾すれば分別も出て正くなるであらう、  
 神に従はざる不敬虔の青年者も後には宗教を守る、着實な老  
 人となるであらふと、手を袖にまてたつてはありません、私共  
 ハ神の好み玉ふ所と全く反對なること、青年者の居るべき地

位と全く相違したることを寛く黙許してかくべきものでございませぬ、却て私共ハ此惡を生じた原因を見出して之を救ふ方法と研究せねばなりません

青年者ハ格別ニ試惑が強ふございます、疑なく老人ハ感覺を興へることの出来ぬ試惑で、青年者を神より離れしむる勢力を有つものが多くあります、彼等の情慾ハ強きゆへ之れを抑へ、之を制するのハ實に困難です、彼等の生涯ハ漸く社會に始りしのみ故、其健剛なるハ憂慮が、いとに因で、其精神は傲つてとる、故に彼等の神ハ仕ふれば妨げや故障が出で不愈快不活潑な生涯にならうと考へます、實に彼は未だ人生の悲歎や勞苦を知りませぬ、故に此勞苦の時に、神の外に己に安息をあたふるものなきことを、丁解ませぬ、彼等ハ特別を

な試惑があつて彼等が不注意になり、世に従ひ宗教心と失ふべき事情のあるのは、人々の能く知る所でございます、之れを疑ふ人はございませぬ、併し此事實ハ私共が青年者に負ふ義務のあると、父母が其子女に任ぶ責任のあると、又彼等が平生怠る所の自己の義務があるのと顯すものでございませぬ、即ち格別に危難のある、格別に扶助と要する、格別なる試惑のあるもの、爲に私共ハ手を擧げ聲を揚げ目を注で、彼等を誠め守らねばなりません、併し實際今日ハ行はるゝとを見れば、全く之に反して、嘗に之れを等閑にするのみであく、時に或ハ彼等を躓かし罪に導くものとございます

例へば年少き子女の、ハ兩親もよく注意し正しき道にたらしめ、惡より守り、惡と抑へ、之を矯正することに心をを用ひます

るが二三年後に此注意が全く消えてしまひます、幼児れば注意して會堂に携へてまいりまする親も、其子女が年長る頃には其隨意に任せておきます、幼児には會堂におる時靜肅に丁寧なる舉動をおしへる親も、青年者には己の思慮なき朋友と共に其好む所に席を占めさせ、其隨意なる舉動を爲すに任せておきます、故に一方では父母が熱心につゝ、喜んで神に事へてなれば一方では其子女が不遜なる舉動にて神と輕じて居ると云ふやうな不都合が生じまふ、青年者には元來試誘が格別に多いものではあります、斯の如く注意と等閑といたしまする、故に益其試感と大にして愈思しき方に赴かしむるゝとであります、諸君よ若し私共が幼き子女の德育に注意すべき責任があるとしましたら、其子女が年長けし時も同じ

く責任があるはきでいませせんか、否年長けし子女の試感が多き故之に對する責任も益大にある筈でございます、併し或人は答へて嬰兒と年長けし子女との親の扱ひ方に難易があり、又教育上の便不便があるゆへ自ら差が生ずるものである例は嬰兒は常に親の目と離れられども成長せし子女の親の傍にれるとが少き等の如くであると申まはし、然り而しながら此言の決して親の責任を除去することのできません、縦ひ親は青年者を扱ひにくく、教育上不便利が多きと申してできがたきことにていませせん、即ち親がせむべき得ることを怠つてゐるから難いのでございませぬ、例へば青年者が神に従はぬ理由の一例、彼等が跪くべき時に跪かず、祈るべき時に祈らず、不遜なる舉動をなさぐまゝに放任で

たぐ親がおりますが、神の家にて安息日に如斯舉動をなすハ其週の間神の詛を招くべき筈で、神の詛ハ彼等よくたり、彼等ハ頑固になり、放蕩し陥ります、偕て如斯舉動ハ父母が停止め易いこととす、縱令其心から改むることハかたくとも、其顯れたる舉動を矯正することハできませし、若し兩親が其子女として己の傍に席を受らしむるとを會堂にて無規のやうにいたしまし、たならば、親の善き模範ハ懶惰ある友の惡き舉動よりも儘に善き方へ導ぐに相違ございません、是れは容易き規則でございませ、之を行ふ人ハございません、併しこの規則を守る家族にハ必ず恩恵がございませし、又、教會の人々が皆なこの規則を守りまじ、たならば必ず神の聖名を辱しむべき汚行も大に減ずるでございませし、又、年々堅信禮と

受る青年者の數は頗る多いこととす、が聖餐禮を受くるものハ眞に僅少でございませ、或人の一度受けて其後少しも受ません、之れハ何に因て妨げらる、か何の故障があるかと申します、其青年者の不敬虔なるを信仰の冷淡あるとに因るものでございませし、又親たる人が其子女の聖餐禮に與るとと妨げて未だ年が少い……未だ受くるに及ばぬ……少しく年を経て後受くるも妨げなま、等と申すに、よるとが多いと思はれ、ます、斯様よして神と慕ふ最初の發念を養ひ勵ますべき人ハ却て之を妨げ青年者の心ハ神の恩の不足より自ら靈の糧を受くべき時ハ來らずして益々預固にあるのみでございませ、而して斯の如く不熱心なる子女が成長れば世を慕ふ惡き男女となるハ當然でありませ、わ、青年者をして不道德に陥

らしむるものは之が先進者にあらせして誰に其罪を歸しませし  
 しようか、私に青年者の位置について一少部分を演べしのみ  
 で今精しく論ずるとが出来ません、願ひ諸君の各自己の眞  
 心よ問てごらんなさい、先進者の責任として罪を犯せしこと  
 今も猶犯してをることを自らを悟りなさいませしよ、諸君よ  
 神に青年者を其僕となさんことを願つてをいでなさん、然る  
 に多くの青年者は罪の奴隷にあつてをるでございませんか、  
 神に彼等の幼年なりし時より已に従はんことを欲つてをい  
 でなされるのに私共の子女につけて、神に事ふるの數年後に  
 ある、神を備る必要は成人の後にあると申します、之の神の  
 旨よ、反いた心得ちがひの罪で、汝の少き日に汝の遣主を記  
 せよ、即ち悪き日の來り、年のよりて我の早何も樂む所無きと

言ふに至らざる先、又日や光明や月や星の暗くならざる先、雨  
 の後に雲の返らざる中に汝然せよ

第十六章 クリスト信徒の生涯 其一 婚姻

○是故○人は父と母を離れ二人のものを一体となるべしこの奥義は大なり  
 ○我○云○ふ○所○は○キ○リ○ス○ト○と○教○會○を○指○す○なり  
 (以弗所五章三十一、三十二節)

祈禱文中堅信禮に次ぐものは婚姻式文でございませう、聖書の中でも今讀ました以弗所書の言ほど不可思議なるさとりがたき奥義と含有んだ句の少ふございませう、此言は世人が人事上通常のものと思ふてをるものうちに天と靈に屬する深く聖き意味が包有て居ることを示めすもので、抑婚姻といふ人間が潔白であつて未だ罪惡のなき時分から即ちパラダイスをとりました時から既ぬ定められましたもので、其時男が一人をるのの長くないとて神より適當な助手

を與へられたるが最初の起原でございませう、此事の婚姻式の勸衆文にも勸てございませう、此後人の墮落と共に罪の世に入り及んで婚姻式も他の神聖なるものと共に腐敗し卑しくなりませう、併し神の定め玉ひしものなれば、この奸惡ある世の中にも最初の意味を幾分か存して傳りまして、神が祝し玉ひし最初の神聖なる性質は世に存つてあるゆへ甚だ野蠻なる異教者すらも婚姻の神聖なる宗教上の契約であると信じたりました、而して人の心の中に殆ど消たる神の像を回復せん爲に世にを降りなされた主は異教者と猶太人と其先祖が唯微かに感じて臆測せし眞理を明かに説明しました、即ち男女を一にする婚姻の天國の聖き一体たるとの影で聖き式なることを教へました、天國の新郎と汚れなき新婦とは聖書に

主イエスキリストと其教會とを指した稱呼でございます、箇様よして神の人間が此世に一体となることを天國の興義よ擬へて之を祝ふ之と聖とあされました、クリスチャンの婚姻の最も敬ふべき神聖なる性質はこれらの言より明白でございます

諸君の是より由て世の人が婚姻よついで云ふ言と聖書の言と甚まき相違のあることををさとりなざるであらう、人へ婚姻を以て通常の事と思ひ便利の爲とか都合よき爲とか考へ心に従ひ自己の工夫に随つてあすべきことと考へまを、即ち世人は神の定め玉ひしことを此世の慣習の如く考へて神の言と祈禱に因て聖とぞる代に之を輕し神の式を用ぬ、聖からぬ思なきものとして用ひます、併し婚姻式文を唯一讀したの

みでも私共に余程違つた教を示すでございます、先づ婚姻式文の最初にあるのの勸衆文でございますが、これハ婚姻の思と聖なることと示すものです、其中に此婚姻式の神の成定にて興義なる聖き性質と含有み、またイエスがガリラヤのカナにて婚姻の席に臨みしより聖とありしことを人々に記憶させます、其次にこれにこれを漫りに用ひて汚す罪を示します、神の聖き成定を妄に用ひ分別なく肉の慾に従つて之を輕しく用ゆれば神の制規を犯す罪で聖き婚姻の正まき用と忘れしものでございます、之れを聖く正しく用ゆるものは神より思がございませし、神よつかへ相輔け、相慰むると思と幸福どの此クリスチャンの婚姻より出づべきものでございませ、併しこの幸福の聖く正しきクリスト信者の婚姻によらな

ければ得ることには出来ません  
 之れの勸衆文に記してある意味でございませぬ、次は婚姻せん  
 とする人々へ此婚姻の正しきや否やを質さずして、かゝる大  
 切なることを輕んずる過失まいたらぬやうに警むる言がご  
 ざいます、此言の眞に嚴重なるもの故、如何も思慮なき男女も  
 其心に婚姻の重大をささるでございませぬ、其言に神の教  
 の許すごとく婚姻せざるものは正しき幸なる婚姻もあらま  
 して却て恩を望むべき権利がないことを示します、此言は固  
 より國法と教會の律法に背ひてをる婚姻を誡むるものでご  
 ざいます、私に猶深い意味があると思ひます、何となれ  
 は其中に神の道と申してあります、神の道は人間の法律や教  
 會の律法に超絶たるものであります、これに由て考ふるべき

は律法から見れば正しき婚姻も神の聖旨から看れを律法に  
 背てをるものもございませぬ、  
 然らば神の前に正なき婚姻といふ果して如何なるものですか、  
 神の榮光と神の榮譽のため企たるものでございませぬ、或人  
 の獨身にて世を渡り、或人の婚姻すべきものに召されてをる  
 或る人の孤獨にて神に能く事へられる、また或るひとの婚姻  
 によつて能く神に事ふることができると云ふの、聖書の教  
 でございませぬ、故に婚姻せるとせぬといふ大なる相違もせよ  
 其目的の唯一で、即ち神に事へ神の榮光と現し自己の靈魂  
 を益せると云ふことは共に離る可らざる目的でございませぬ  
 よう、パラダイスの男と女が罪なき時に當て神に事へんが  
 ために一体となされました如く新しき世界即ちキリストの



教會に於ても、男と女の神の榮譽と互の靈魂の利益のために  
 一体に結合くわくごうはされるので、之に異ことごつたことを念おもひ或あるは感かんず  
 るの、我儕われらクリスト信者の位置いちと貶おとしすものと云いねばなり  
 ません、神の眞正まことの智ち識しを失うひました異教人いこうじんの此婚姻このこんいんを卑ひく  
 して之れを便利上の事とし、時ときは全く婚姻式こんいんしきなるものを用  
 ひません、斯かの如く若し私共もクリストが其民の一体となる  
 ために賜たまへし聖なる宗教上の性質せいしやうを忘わるゝとき、同じく之  
 れが位置いちと貶おとしすので、さしやう、眞まことに神は婚姻こんいんを聖せいき奥義おくぎ  
 となされました、が之れと逆用さかさままで通常たうじゆんのようになるのは私共  
 の心得こころが方かたによるものです  
 婚姻こんいんに就て、種々しゆしゆの教誨きやうゐがあります、が私は今之を深く論じ  
 ます、併ともし其教旨きやうしの根據こんことすべき第一の重なる眞理まことを申

しましやう、即ち婚姻こんいんといふ全能ぜん能の神かみは事ことふるため、一個いっごうの精せい  
 神かみに結むすび合あはされたる二個ふたごの人ひとを神かみにささぐる重おもき禮らいであ  
 ると云ふこと、で、之れは凡てのクリスト信者の一致いっしの基礎きそ  
 でございます、此眞理まことは基もとかぬ婚姻こんいんの皆みな幾いく分ぶんか卑ひきものでござ  
 います、故ゆゑに神が與あへんと願ねがひ玉たまふよりも、思おもひの少すくなき婚姻こんいん  
 と云いねばなりません、この一個いっごうの眞理まことを能く熱考ねつこうなされた  
 上で、キリストとキリストの教會きりすとのかうかいが望のぞむところと私共が實際じつじやう  
 に行つてとること、比較ひかくするときは大に反省はんしやうするべきこと、深ふか  
 く悔くむべきことが必ず多くございませしやう、何なんの奥義おくぎでも聖せい  
 くあれをあるほど、之を汚けがれ罪つみの猶なほ深ふかふございませしやう、世の  
 中の婚姻こんいんの何故なんぢに幸福きふくもなく、憂うれひの種子たねことあるや  
 と訝いぶる人もありませ、多おほくの結婚けつこんする者ものは只肉ただにくの慾よくに制とどめら

れて妄みだりにそるのであると云ふことと思ふときは深く怪あやましむも  
足りません、否いや、寧むしろ私共の多くの悪あくより善よきき果みを生うじ妄みだりに行なつ  
ひしことを大に患あやまみ玉ふ神の量かぎりなき慈悲あはれみに驚おどろかねばなりま  
せん、嗚呼私共が忘れしときにも、神の手の吾儕の上にある、私  
共が自ら已おほを惡わるに導みくことを願ふときにも神の吾儕を正ただしき  
に導みき玉ふ私共の自己のために此世の道を撰えらべども神の其  
方向かたを變かりし、其道みちをかへて天に導みき玉ふとである神の人間が  
思おもひざる道即ち吾儕と神の許もとに達いたらすべき窄せまき道に私共を  
導みき玉ふこととでございませす

第十七章 キリスト信徒の生涯 其二 婚姻

○妻つまよ、なんぢのいかに夫おとこを教しふことを得えるや、  
○妻つまを教しふことを得えるや、百ひゃくを知らん  
○夫おとこよ、なんぢのいかに妻つまを教しふことを得えるや、  
○夫おとこを教しふことを得えるや、百ひゃくを知らん  
○百ひゃくを知らん、夫おとこよ、なんぢのいかに妻つまを教しふことを得えるや、  
○百ひゃくを知らん、夫おとこを教しふことを得えるや、百ひゃくを知らん

(哥林多前書七章十六節)

前に婚姻式こんいんしきについて申しました事ことの唯ただに其端緒せんそのみでござ  
いしました、何なにとなれば私共が婚姻こんいん或あるの婚姻式こんいんしきより教誨かほをう  
けんとする前まへに此婚姻こんいんなるもの、聖よきき宗教しんがう的てきの行ないにして  
男女おとこの一体いつたいとなるふとの神に祝いわされたる成度なりゆきであると云ふ  
まことを知るの、最も大切たいせつでございませす、私共の心の中に此異この  
理ことと了解りかいしたるの、ちよあらざれば婚姻式こんいんしきより出る種々しゅしゅの教し  
旨めい、即ち私共が等閑おなづかに附つしてとる義務こぎむや、放棄ほうきしてとる思おもを學まなび  
しることと、いひませせん

聖ボウロハクリント人に贈れる書にキリスト信者たる男子  
 が未信者ある妻に任へる責任と、信者なる婦人が未信者なる  
 夫に任へる義務を論じました、私が今夕撰びました聖句の即  
 ち其書の中にございます、此時の人々は初て異教の誤謬多き  
 禮拜より眞理の智識に導かれたものでございますゆへ、妻よ  
 り先きに信者となる男子も、夫より先きに信者とある婦人も  
 固より數多きことでございました、故に家内の風波をおこそ  
 べき衆多の烈しき宗教上の異説が一家族の中に屢生じまし  
 た、ホウロハ如斯夫婦が離縁をすることを少しも好まぬと申し  
 ました、夫は妻を對して其妻が未信者であらふとも盡さねば  
 ならぬ義務がある、又妻も未信者なる夫の爲に任ふべきことが  
 ある、信者たる夫、あるひの妻が、かゝる場合にさすべき誠實の

行爲ハ互に輔けて世をわたり未信者なる匹偶をして既に自  
 己の心を感化したるキリスト教の信仰の徳を知しめ、之を敬  
 ひ尊バしむることです、即ち如何なる柔和と從順と愛と靜肅  
 なると順序正しきこと、敬虔とがクリスチヤンの信仰より  
 出づるかぞ示すこととでございます、如斯模範は多の靈魂とキ  
 リストに導くでしよう、之に反して若し夫婦の間に信仰の異  
 説あるがために、之を強て離縁しましたらば、見棄られたる  
 夫或は妻の、必ず教會に失はれた者となるでございまいし  
 故に彼等の偕に居らねばならぬ、熱信なるクリスチヤンの常  
 に務めて己が世の間に最も愛み親む人と眞理に導くために智  
 き柔和を用ぬ、神が我心を感化し玉ひしごとく、其人の心をも  
 感化し玉はんことを望まねばなりません、即ちボウロがその

不信なる夫は妻に由て潔なり、不信なる妻は夫に由て潔なればなり……妻よ爾いかに夫と救ふことを得るや否を知らん夫よ爾いかに妻と救ふことを得や否を知らんと申した如くございませす

聖ボウロハ未信者の婚姻でさへも宗教的の和合である、又婚姻より生ずる義務も聖なるものであると考へました、况や信者同志の婚姻ハなほ重きこととございませす、婚姻式交とおしらべなされば教會が此式を以て神の前にあす宗教的の工にのみ屬すべき嚴格なる順序を備てをるとをなさざりなざるでしより、即ち男女が共に相顧り、終身苦樂を偕にして、夫は妻を慰め守り尊び、妻ハ夫に事へ之に従ふことを神の御前にて更に誓せませす、其言ハ彼等の契約にて彼等が神の前より重

く且職ある約束を堅固ることとで指環ハ其約束の實をございませす、又彼等ハ神のなし玉ふ外ハ決して離る可らざる一體なる夫婦であると、會師がつぐる言も、三位の神の聖名を以て祝福する言も、皆等しく其式の重大あること、其宗教上の性質と重き責任とを證明するものでございませす

さて如斯婚姻ハ神の教會の成度によつて聖められ祝されたるものでございませす、新婚せし男女ハ此新しき契約と新しき責任と負ふて會堂より出るもので、是等の契約と責任とは神の御前に約束せしことゆへ、後に至つて之を棄ることとはできません、彼等の契約の重き約束を致し致した、神の聖名にてなした凡ての約束ハ契約でございませす、然るに妻と夫との間の愛情……彼等が互に盡すべき義務と注意……妻の従順なること